

令和4年 多賀町議会3月第1回定例会再開会議録

令和4年3月25日（金） 午後2時30分開会

◎出席議員（12名）

1番	神細工 宗宏 君	7番	富 永 勉 君
2番	清 水 登久子 君	8番	大 橋 富 造 君
3番	近 藤 勇 君	9番	川 添 武 史 君
4番	木 下 茂 樹 君	10番	山 口 久 男 君
5番	松 居 亘 君	11番	川 岸 真 喜 君
6番	菅 森 照 雄 君	12番	竹 内 薫 君

◎欠席議員（0名）

な し

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久 良 君	福祉保健課長	林 優 子 君
副 町 長	小 菅 俊 二 君	産業環境課長	飯 尾 俊 一 君
教 育 長	山 中 健 一 君	地域整備課長	藤 本 一 之 君
会 計 管 理 者	奥 川 明 子 君	学校教育課長	吉 田 克 君
企 画 課 長	野 村 博 君	教育総務課長	本 多 正 浩 君
総 務 課 長	石 田 年 幸 君	生涯学習課長	大 岡 まゆみ 君
税 務 住 民 課 長	岡 田 伊 久 人 君		

◎議会事務局

事 務 局 長 夏 原 伸 幸 書 記 村 田 朋 子

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 発言の取消しについて
日程第3 議会広報常任委員長報告
日程第4 議会改革特別委員長報告
日程第5 議案第 8号 令和3年度多賀町一般会計補正予算（第10号）につ
いて
（予算特別委員長報告）
日程第6 議案第 9号 令和3年度多賀町農業集落排水事業特別会計補正予算

		(第2号)について (産業建設常任委員長報告)
日程第7	議案第10号	令和3年度多賀町水道事業会計補正予算(第1号)について (産業建設常任委員長報告)
日程第8	議案第11号	令和4年度多賀町一般会計予算について (予算特別委員長報告)
日程第9	議案第12号	令和4年度多賀町国民健康保険特別会計予算について (総務常任委員長報告)
日程第10	議案第13号	令和4年度多賀町介護保険事業特別会計予算について (総務常任委員長報告)
日程第11	議案第14号	令和4年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について (総務常任委員長報告)
日程第12	議案第19号	令和4年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計予算について (産業建設常任委員長報告)
日程第13	議案第20号	令和4年度多賀町農業集落排水事業特別会計予算について (産業建設常任委員長報告)
日程第14	議案第21号	令和4年度多賀町水道事業会計予算について (産業建設常任委員長報告)
日程第15	議案第22号	令和4年度多賀町下水道事業会計予算について (産業建設常任委員長報告)
日程第16	請願第1号	「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」について、シルバー人材センターに及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を求める請願 (総務常任委員長報告)
日程第17	発議第2号	「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を求める意見書案
日程第18	請願第2号	旧遠藤邸(多賀634番地)の跡地利用に関する請願書 (産業建設常任委員長報告)

- 日程第19 発議第 1 号 ロシアのウクライナへの侵攻を非難する決議案
- 日程第20 議員派遣の件について
- 日程第21 委員会の閉会中の継続調査について
- (総務常任委員会)
 - (産業建設常任委員会)
 - (議会広報常任委員会)
 - (議会運営委員会)

(開会 午後 2時30分)

○議長(竹内薫君) ただ今から、令和4年3月第1回多賀町議会定例会を再開いたします。

○議長(竹内薫君) なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、本日の本会議に議会から議員提出議案として決議案1件が提出されています。

それでは、日程表のとおり、議会広報常任委員長および議会改革特別委員長の報告を求め、質疑を行います。その後、総務常任委員長および産業建設常任委員長ならびに予算特別委員長に付託案件の審査結果の報告を求め、各委員長に対し質疑の後、討論および採決を行います。

再開に当たり、町長から挨拶をお願いいたします。

久保町長。

[町長 久保久良君 登壇]

○町長(久保久良君) 令和4年3月第1回多賀町議会定例会の再開に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日、3月定例会を再開いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会は3月4日に開会し、本日までの22日間には、4日の本会議をはじめ、7日、8日の一般質問、9日の総務常任委員会、10日の産業建設常任委員会、11日および14日、16日の予算特別委員会におきまして提出をさせていただきました21議案につき、慎重なご審議を賜り、厚く御礼申し上げます。

なお、本日は本定例会の最終日でございますが、各委員会に付託をされました議案につきまして、円滑かつ適切にご決議を賜りますようよろしくお願いいたします。議会再開に当たりましてのご挨拶といたします。

(開議 午後 2時30分)

○議長(竹内薫君) ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(竹内薫君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、開会時の指名議員とします。

○議長(竹内薫君) 日程第2 「発言の取消しについて」を議題とします。

木下議員から、3月8日の一般質問での発言について、発言取消し申出書の提出があ

りました。

お諮りします。申出書のとおり発言を取り消したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、申出のとおり取り消すことに決定しました。

○議長（竹内薫君） 日程第3 「議会広報常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について、報告を求めます。

9番、川添武史議会広報常任委員長。

〔議会広報常任委員長 川添武史君 登壇〕

○議会広報常任委員長（川添武史君） 議会広報常任委員会は、現在5人の体制で、年4回、定例会後、議会広報誌を発行しております。委員は、副議長、総務常任副委員長、産業建設常任副委員長と2人の新議員です。副議長は、現在取り組んでおります議会改革特別委員会の中で、議員定数の問題もあり、将来的には広報委員と公聴委員（町民の皆様との意見交換会の開催）を念頭に取り組んできました。

令和4年3月議会の定例会の広報誌は、第173号として、令和4年度予算を中心に編成し、5月初めに各戸に配布されます。

編集の基本姿勢として、議事の全面公開を原則として、町民の知る権利、また議会人として知らせる義務を構築してまいりました。

新しい紙面の工夫として、字体のフォントを新しい目に優しいユニバーサルデザインに変更をいたしました。一般質問の議員の顔写真を正面向きに変更しました。見出しは、簡潔にインパクトのあるものにしました。記事を詰め込まない、ゆったりとした紙面づくり、文書は分かりやすく、行政言葉は簡潔に、スリム化をしてまいりました。写真をできるだけ多く使用、一目で分かる構成に努めてまいりました。

令和2年6月定例会第166号（8月発行）から新しい中央公民館「多賀結いの森」で活動されている各団体の皆さんを「結のひと結のまち」として会員様を紹介させていただいております。いろいろなジャンルで活動されています。多くの町民の皆様が一人でも結ばれば良いと考えております。

また、議会改革特別委員会で各団体の皆様と意見交換会を開催しており、皆様のご意見を掲載しております。今後の多賀町発展の一助になればと思っております。いろいろなご意見を頂ければ幸いですと思っております。

「こんにちは議会です！！」が町民の皆様と議会をつなぐかけ橋、サブタイトル「あなたと町政を結ぶ情報誌」になるよう研鑽に努めてまいります。

今後は、ネットを活用した情報も必要になってきました。行政と議会で議論を加速し、皆さんにお知らせをしてまいりたいと思っております。

最後に、皆様のご意見、ご感想をお聞かせいただければ幸いです。ご協力をお願いして、議会広報常任委員長の報告とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） これで質疑を終わります。

○議長（竹内薫君） 日程第4 議会改革特別委員長報告を行います。

これまでの議会改革に関する調査の結果について、報告を求めます。

1 1番、川岸真喜議会改革特別委員長。

〔議会改革特別委員長 川岸真喜君 登壇〕

○議会改革特別委員長（川岸真喜君） 議会改革特別委員会の報告をさせていただきます。

当委員会は、住民に開かれた議会とはどうあるべきか、また、議会活動の活性化と質の向上を目的に令和2年4月に設置されました。この2年間の活動について報告いたします。

まず初めに、重点項目の設定について報告します。

活動を始めるに際し、委員全員にアンケートを実施。委員会として取り組むべき課題を提案いただき、集約し、2年間で取り組むべき重点項目として5つの目標を設定しました。

以下の5項目となっております。1つ目、議員定数の削減と議員報酬の引上げ、2つ目、議会報告会、住民懇談会の開催、3つ目、議会基本条例の制定、4つ目、予算決算常任委員会の設置、5つ目、ペーパーレス化、タブレット化、ICTの導入であります。

それでは、各項目の進捗について報告いたします。

1つ目の議員定数、議員報酬についてであります。

まず、議員定数について、議員を対象に意識調査を実施しました。その結果、現在の議員定数12人については、「多いと思う」が6人、「適切である」が3人、「その他」が3人となり、多いと回答した6人のうち、望ましい議員定数については、「定数10人とすべき」が5人、「定数8人とすべき」が1人となりました。

その後、討論会を2回開催しました。第1回目の討論会では、定数削減すべきの理由としては、人口減少や住民からの削減を望む意見などが挙げられました。一方、現状が適切な定数であるとする理由としては、議員選挙はまだまだ地域選挙であることで、定数が削減されれば、大きな集落からしか出れなくなる。多賀町には3つの谷があり、議会へ一人も出せない集落が出てしまう。多賀町は面積が広く、12人でいいのではなどの意見がありました。

第2回目の討論会においては、削減すべきとする意見として、地域選挙という考えで

選挙を捉えるべきではない。町全体から選ぶのであるから、地域性や3つの谷という考え方は間違っている。現在の定数は昭和43年から変わっていない。人口9,000人の時代から変えていくべきだなどの意見が出されました。また、現状維持の意見としては、住民の定数削減の意見には根拠がない。10人に削減すると、若い人や女性が出にくくなるのではないかと。国内には、人口が360人の小規模な自治体で定数が8人という議会もある。現状の12人が妥当であるとの意見がありました。

今後の進め方について、住民との懇談会を開催すべきだ。視察研修へ行くべきである。犬上3町での議論が必要であるなどの意見が出され、いずれもコロナ禍の影響で実現が難しいとなり、次年度の委員会での調査へ申し送ることといたしました。

また、議員報酬については、議員定数が現状のままでは引上げは考えにくい。定数の削減と連動して取り組むべき課題であるとする意見や、住民との意見交換を充分に行った上で議論すべきとの意見がありました。

次に、2つ目の議会報告会、住民懇談会について報告いたします。

議会報告会については、各議員が集落で個人的に実施する事例が多く聞かれ、今後、議会の活動としてどのように取り組むか協議をいたしました。要望、質問に対し正確な情報提供、回答ができるか、また、住民の意見を聞く場として有効な方法かなど、内容の点で、議会全体として定期的を開催することについては、感染対策も含め問題も多く、今後の検討を続けることといたしました。

住民懇談会について、委員から日野町議会の活動が先進事例であるとして紹介され、住民と議員がテーマごとに日時と会場を分散させて開催する意見交換会について検討しました。少人数のグループに分かれて、テーマについて出された意見を付箋に書いて貼り、司会者が発表するというワークショップ形式でありました。

その中で、委員から、コロナ禍で、ワークショップ形式は1グループ5人から6人であっても、感染対策上、問題が多い。また、集落を指定すると、人数が集まらない場合、議員の知り合いや集落の役職者に動員が集中してしまう。要望が出た場合、集落には区長名による集落要望の仕組みが既にあり、政策提言に反映させる場としては、一般質問など限られているのではないかとする慎重な意見がある一方で、住民の意見を聞く場に特化しており、目的、方向性には共感できる。一方的になる議会報告会より意見交換会の方が、双方向のやり取りの中で問題点や解決策が見いだせるのではという意見もありました。

検討の結果、行政に関係する各種団体との意見交換会を始めることとなり、町内約70の団体に意見交換会の案内を送付しました。これまでに申込みのあった多賀町シルバー人材センター、もんぜん市運営協議会、多賀町母子福祉のぞみ会との意見交換会を実施しました。

次に、3つ目の議会基本条例の制定について報告をいたします。

条例に基づく議会活動の実現が歴代の委員長より申し送られてきたことから、当委員

会では、議会基本条例案の作成に向けて、まず少人数の作業部会を編成し、原案作成の作業に当たっていただきました。先進的な他市町の条例を参考にしつつも、多賀町の実情に則した独自の条例案を作成し、委員会の協議に諮りました。内容について、委員全員の合意を得られるまで協議を重ね、令和3年9月定例会に上程し、本会議において多賀町議会基本条例が可決成立しました。令和4年4月1日からの施行となります。主な内容は、住民との関係では、意見交換の場を設けること。請願、陳情には真摯に対応することなどが定められ、また、行政との関係では、予算、決算をはじめ、主要な施策や計画について説明を求めることが定められ、議会と行政が共に透明性の高い町政の運営に努めることが定められています。

今後は、意見交換会など、基本条例で定めた内容を活動計画にして、実施、評価、改善のPDCAサイクルにより継続的な改善を図り、議会活動の質的向上に努めることが必要と考えております。

次に、4つ目の予算決算常任委員会の設置について報告いたします。

この問題では、現在、総務常任委員長、産業建設常任委員長が予算と決算の特別委員会の委員長を兼務している現状があり、両委員長の負担を軽減できないか検討しました。

委員から、3月定例会での補正予算を委員会付託せず、本会議での審議にかける提案がありました。この提案に対しては、委員から、事前の議案説明と本会議での質疑応答だけで慎重な審査ができるのかと慎重な意見がありました。また、別の負担軽減策として、予算決算常任委員会を設置し、新たに1名の常任委員長を選任し、年間を通じて予算審査を担当する。臨時会で提案される補正予算についても、定例会と同様、委員会付託してはどうかという提案がありました。

委員会での協議の結果、委員から、委員会付託のための議会運営委員会や本会議の開催をどうするのか、常任委員長の人件費増額など、慎重な意見が多数を占めました。その結果、この問題については現状維持との結論に至りました。

最後に、ペーパーレス化の導入について報告いたします。

全国的にICT技術の導入が進んでいることから、当議会においてもタブレット端末を導入し、ペーパーレス化を進めてはどうかと提案がありました。これまでも、先進事例の視察を経験した委員がいるものの、実際の運用場面を見ていないことから、委員会として先進事例の視察を検討しましたが、新型コロナウイルス感染防止のため、全員での視察を見送っております。タブレット端末の導入には多額の経費を伴うことや議案説明をする行政側の事情を考慮すると、今後のデジタル化の進捗に合わせた対応を取るべきであり、結論を急ぐべきではないとの意見がありました。継続した調査を申し送りしたいと思います。

以上がこの2年間における重点項目の取組についての報告となります。

以上で、議会改革特別委員会の報告を終わります。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） これで質疑を終わります。

○議長（竹内薫君） 日程第5 議案第8号から日程第15 議案第22号までを一括議題とし、総務常任委員長および産業建設常任委員長ならびに予算特別委員長より付託案件の審査結果の報告を行います。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

5番、松居亘総務常任委員長。

〔総務常任委員長 松居亘君 登壇〕

○総務常任委員長（松居亘君） 本会議において総務常任委員会に付託を受けました議案3件、請願1件の審査結果を、会議規則の規定により、次のとおり報告いたします。

3月9日午前9時より、役場3階第1委員会室において、委員全員と、執行者側より町長、副町長、担当課の出席を求め、委員会を開催しました。

最初に、「議案第12号 令和4年度多賀町国民健康保険特別会計予算について」、税務住民課長から、歳入歳出予算の総額はそれぞれ8億7,297万2,000円で、前年比9,393万6,000円、12.1%の増額となっている。被保険者数は前年比40人増の1,620人、1,040世帯を見込んでいる。

歳入の主なものは、国民健康保険税が1億5,090万4,000円。県支出金が6億5,055万円。繰入金では、一般会計からの繰入金として、保険基盤安定繰入金3,860万円、事務費繰入金1,811万6,000円など、合計7,144万2千円を計上している。

歳出の主なものは、総務費では、職員2名分の人件費を計上。各種情報連携に関してのデータレイアウトの更新に伴うシステム改修に48万1,000円、国保連合会負担金として339万7,000円、国保税の賦課徴収事務費に57万7,000円などを計上している。保険給付費は、医療に係る町負担分、高額療養費、出産育児一時金や葬祭費を含め6億1,120万2,000円を計上。国民健康保険事業費納付金は、県が市町から徴収する納付金として1億9,787万2,000円を計上。保健事業費では、4年度多賀町が事務局となるBIWAKOスキヤねん保険者協議会のピワテクアプリ等の運営、管理、システム改修、システム使用に1,101万9,000円、人間ドックの検診補助金として140人分の280万円、近江鉄道のラッピングと湖国バスの広告料等に402万5,000円、健診結果早わかりガイド作成費等委託料として275万9,000円など、合計3,501万円を計上している。諸支出金として、平成28年度に借入れをした広域化等支援基金の返済分760万円を含め891万9,000円を計上していると説明がありました。

質疑応答では、委員から、ピワテクアプリを運営する協議会は17市町が参加されているが、不参加の2市町はどこか。参加は自由かとの質疑に対し、甲良町と日野町が加

入されていない。協議会の参加は任意となっていると答弁がありました。

また、委員から、国庫支出返還金と県支出返還金はどのようになっているかとの質疑に対し、平成28年度に借入れをし、30年度から返済を開始し、5年間させていただく。令和4年度が最終年度になると答弁がありました。

また、委員から、マイナンバーカードを被保険者証として使用するとどうなるか。今までの被保険者証は使えるのかとの質疑に対し、マイナポータルというアプリで保険証として使えるようになる。大きな病院から利用が進んでいる。特定検診の情報、薬局の情報、いろんな病院で受診していても、1つの薬局で情報を見ることができる。また、医療費通知も登録すると把握できる。マイナンバーカードと被保険者証は当分、両方使えると答弁がありました。

また、委員から、人間ドック補助は何人分かとの質疑に対し、令和4年度は140人分280万円で、令和3年度と同額ですと答弁がありました。

また、委員から、未就学児の保険税均等割の軽減は何人かとの質疑に対し、35人で予算化していると答弁がありました。

また、委員から、保険給付費等交付金の保険者努力支援分は保険者努力で収納率や特定検診の受診率を反映したものかとの質疑に対し、収納率アップや保健事業の取組強化、具体的には、歯科検診の実施やメタボの減少率などの努力分で交付されると答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、全員賛成で、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、「議案第13号 令和4年度多賀町介護保険事業特別会計予算について、福祉保健課長から、歳入歳出予算の総額はそれぞれ8億7,822万2,000円で、前年比1,186万5,000円、1.3%の減額となっている。

歳入の主なものは、介護保険料は65歳以上の第1号被保険者から徴収する保険料で、前年度より35人減少の2,519人分、1億8,083万円。介護給付費負担金は1億4,560万4,000円。支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料を受け入れるもので2億2,312万7,000円。県支出金は1億1,821万7,000円。一般会計繰入金は1億3,862万2,000円を計上した。

歳出の主なものは、総務費は、主に職員の人件費と多賀町老人福祉計画及び介護保険事業計画改定業務などに786万6,000円、介護認定審査会費537万8,000円。介護給付費では、介護サービス等諸費7億4,820万4,000円、高額介護サービス費1,865万円、特定入所者介護サービス等費3,653万2,000円。地域支援事業費では、介護予防・生活支援サービス事業費1,486万2,000円、包括支援事業費・任意事業費2,237万3,000円などを計上していると説明がありました。

質疑応答では、委員から、介護保険の認定率は、前年度と比較して傾向はどうかとの質疑に対し、令和4年3月で14.3%、令和3年3月は14.2%、令和2年3月は1

5%、令和元年3月は16%です。前年度比はほぼ横ばいですと答弁がありました。

また、委員から、国の調整交付金の配分率はとの質疑に対し、令和元年度は5.82%、令和2年度は5.35%、令和3年度は5.56%の実績ですと答弁がありました。

また、委員から、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費は減額予算となっているが、大丈夫かとの質疑に対し、令和3年度の予算は、令和2年度から給付費が増えていることを鑑みて、予算は増える想定で編成していたが、コロナ等の状況で実績が減っている傾向が出始めてきたので、令和4年度予算は減額して計上したと答弁がありました。

また、委員から、準備基金は現在どうかとの質疑に対し、令和2年度決算で7,132万円が準備基金としてあると答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、賛成全員で、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第14号 令和4年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について」、税務住民課長から、歳入歳出予算の総額はそれぞれ1億2,037万6,000円で、前年比934万4,000円、8.4%の増額となっている。被保険者数1,310人で、前年度より34人減少で積算している。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料は8,747万7,000円。繰入金は、一般会計からの保険基盤安定繰入金で3,272万2,000円。

歳出の主なものは、総務費は、職員の人件費と事務経費に643万4,000円。後期高齢者医療広域連合納付金は1億1,369万円などを計上したと説明がありました。

質疑応答では、委員から、県外から施設入所される方の医療費はどのようになっているかとの質疑に対し、後期高齢者医療制度は広域連合でしている。県外から施設入所の場合は、住所地特例という考え方があり、県外の前住所地の市町村が医療費を負担することになると答弁がありました。

また、委員から、令和4年10月1日から一定所得以上の方は医療費の自己負担が2割になるということだが、対象は何人か。全体の割合はとの質疑に対し、令和3年度の計算では、2割になられる方は1,310人のうち300人ほど、約23%ですと答弁がありました。

また、委員から、2割負担になられる方だけ被保険者証を送付するののかとの質疑に対し、送付方法は、10月1日から施行で、一旦、令和4年8月1日から9月30日まで有効の被保険者証を発行する。再度、10月1日からの有効のものを1割負担、2割負担の方に送付させていただくと答弁がありました。

また、委員から、1割、2割、3割負担の所得制限はとの質疑に対し、3割負担は現役並み所得のある方で、課税所得が145万円以上です。2割負担は課税所得28万以上かつ年収200万円以上です。それ以外は今までどおり1割負担です。これは世帯に1人の後期高齢者がおられる場合です。2人以上おられると、課税所得は28万円以上

かつ年収が320万円以上の場合は2割負担です。今回、負担割合が2割になった方は軽減措置が設けられており、外来の1か月の自己負担増は3,000円までの上限が設けられた。3年間講じられることになるかと答弁がありました。

以上で質疑を終了し、反対討論もあり、採決の結果、賛成多数で、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、「請願第1号 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センターに及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を求める請願について」。

この請願は、令和5年10月から消費税においてインボイス制度が導入される予定となっている。この制度が導入されると、免税事業者であるシルバー人材センターの会員は適格請求書を発行することができないことから、センターは仕入れ税額控除ができなくなり、消費税相当額を新たに負担し納税する必要性が生じてくる。しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源を持っていない。このことはまさに死活問題であり、存続の危機となってくるため、今後もセンターが安定的な事業運営が可能となるよう、国に対し意見書の提出を求める請願であります。

この請願に対する扱いについて、審議いたしました。

委員から、葉刈りや掃除をシルバーに依頼したら、依頼者は消費税も含めて支払っている。消費税を依頼者から頂いて、1,000万円以下の事業者なので納税する必要がないというのは、その消費税はどこへ行くのか。シルバーは消費税を徴収されていたら、消費税制度が始まったときから納税するのが当たり前ではないのか。全国的にあるシルバーで消費税を徴収しているのに、会員に支払ってしまうから消費税を納めないことが通用するのか。その消費税を徴収していること自体がおかしいのではないのか。今されているシルバーの会計制度が矛盾だと思う。

また、委員から、シルバーの会員が仕事をして依頼者からお金をもらうと、年間所得合計が1,000万円以下だと一旦預かった消費税は払う必要はない。益税になっている。この益税になっているので、消費税をお客さんからもらったなら国に納税してもらうように国は言っている。シルバーの会員がそれぞれ仮に支払うことになると、収入ががた減りになり、シルバー会員がいなくなる。インボイス制度が始まると、シルバーが年間620万円くらいを会員の代わりに払うことになるので、インボイス制度を見直してほしいという請願です。

また、委員から、シルバーの会員は収入が少ないのに税金がかかり、全部手続きすることになる。そういう手続は大変で、シルバーがまとめて手続きすることになるため、インボイス制度は廃止してほしいと言っています。今回のシルバーの請願は、収入が少ない方のために、免税点のその制度は残しておいてほしいと言われている。

また、委員から、消費税を納税することになってきたら、収入がますます減ってくると、高齢者の生きがいの充実や健康の維持増進をしていくのが非常に困難になってくる

ため、インボイス制度の中で免税的な要素を継続してほしいというのがシルバー人材センターの望みです。

また、委員から、国の制度に対して地方議会が意見を述べることはできる。我々地方議会は、国の法律を決めることはできません。法律はこうなっているが、改善してくださいという意見書を上げるのが地方議会の役目だと思う。

以上で審査を終了し、討論はなく、採決の結果、賛成多数で、請願第1号は請願のとおり採択すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件4件の審査結果報告を終わります。

○議長（竹内薫君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

6番、菅森照雄産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 菅森照雄君 登壇〕

○産業建設常任委員長（菅森照雄君） 産業建設常任委員会に付託されました審査結果を、会議規則の規定により報告いたします。

3月10日午前9時より、役場3階第1委員会室において、委員全員と議長、町長、副町長、会計管理者、担当課長、担当者出席の下、当委員会に付託されました議案6件、請願1件について、審査を行いました。

まず、地域整備課所管事業、「議案第9号 令和3年度多賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について」、課長から、歳入歳出1万5,000円減額し6,207万円とするもので、歳入では、萱原処理場更新事業について、事業内容が補助対象外とされたため見直しが必要となり、事業を繰り越して実施するとともに、交付金を42万円減額し615万1,000円とする。また、前年度繰越金では40万5,000円増額の130万5,000円。

歳出の主なものは、真空弁の故障により真空ポンプ稼働時間が増大となり、光熱水費40万5,000円の増額、佐目地区農業集落排水の保全計画策定委託料入札差金70万円の減額、萱原地区の事業内容の見直しによる測量設計委託料304万7,000円を計上し、工事請負費276万7,000円を減額するとの説明がありました。

主な質疑では、委員から、事業内容で補助対象外の理由はに対し、当初の計画では、計器類や部品等の軽微な取替えが主体の事業内容としていたためと答弁がありました。

また、真空ポンプの故障は発見が遅れたのかに対し、真空ポンプの稼働が徐々に増えたことで、原因の特定に時間を要した。真空弁の破損により、真空状態が保持できなくなったため応急処置をしたとの答弁がありました。

また、委員から、今は応急処置をしているが、今後はに対し、亀裂が入って初めて分かり、事後保全になってしまう。少しずつ更新していくことを考えたいとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、全員賛成で、議案第9号は原案のとおり可決すべきことに決定いたしました。

次に、「議案第10号 令和3年度多賀町水道事業会計補正予算（第1号）について」、収益的収支において、当初予算に対し、年度末精算見込みにおいて差額が生じていることや不用額が出てきたため、収入を256万円増額し、総額3億8,756万9,000円とし、支出を359万3,000円減額し、総額3億2,149万6,000円とする。

資本的収入・支出では、収入を219万6,000円減額し3,065万8,000円とし、支出を3,200万円減額し、総額1億7,056万9,000円とする。また、収益的収入では、水道使用料400万円の増額、営業外収益では、団地造成の遅れによる水道加入金144万円の減額、収益的支出では、大谷第1配水池において、修繕箇所を特定できなかったため継続調査としたことによる554万円の減額、営業外費用では、消費税支払い額409万円の増、また、資本的収入では、工事負担金において、上水道管移設補償工事の工法見直しにより219万6,000円の減額、資本的支出では、今年度予定していた設計業務、工事請負費の入札差金ほかによる3,200万円の減額との説明がありました。

主な質疑では、3,200万円の減額は、入札差金だけではなくほかにもあるのではありません、ダム工事の関係で一円集落内の舗装復旧を1年見送り、全て取りやめたのが一番大きいとの答弁がありました。

また、一円、八重練間の工事は完了しているのかに対し、完了している。

また、委員から、水道加入金で144万円の減額はに対し、中学校下18区画開発分である。

また、委員から、減価償却費は施設の解体などと思うが、どこかに対し、布設替え箇所撤去する既存管の残存価値に対する分で、施設などの除却ではないとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「議案第10号 令和3年度多賀町水道事業会計補正予算（第1号）」は、全員賛成で、原案のとおり可決すべきことに決定しました。

次に、「議案第20号 令和4年度多賀町農業集落排水事業特別会計予算について」、歳入歳出6,936万3,000円とし、令和6年度には企業会計への移行を予定しているため、令和4年度から2か年の債務負担行為を定め、移行支援業務を委託していく。また、その財源として公営企業会計適用債を借り入れる。

歳入の主なものは、高度処理維持管理に係る交付金55万1,000円、設備、機器など維持補修に対する交付金630万円、一般会計繰入金5,033万8,000円、使用料504万2,000円、公営企業会計適用債550万円。

歳出の主なものは、総務費で、職員1名分に係る経費677万円、処理場や真空ステーション等の光熱水費、修繕に469万9,000円、施設維持補修設計業務、水質検査、真空ポンプ施設監視業務、浄化槽清掃、処理場定期点検、事業計画等策定業務に2,100万3,000円、処理場施設および機器等の維持補修工事に750万円、公債費

で、元利償還合計額として2,892万3,000円、地方債残高見込額は、令和4年度末現在3億1,465万との説明がありました。

主な質疑では、起債で550万円を借り入れ、一般会計から繰入れが減っている。起債をやめて一般会計から繰り入れた方がいいのには対し、企業会計の適用債は交付税措置があるため、財政としては有利になる。

また、委員から、企業会計への移行は必要なのには対し、令和6年度までに企業会計化するよう国からの指導が出ている。法制化しないと交付税措置されない。事業の在り方など、検討していく必要があるとの答弁がありました。

また、対象世帯数の増減はに對し、少しずつ減少している。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、議案第20号は、全員賛成で、原案のとおり可決すべきとすることに決定しました。

次に、「議案第21号 令和4年度多賀町水道事業会計予算について」、主な建設改良事業として老朽管更新事業5,900万円。新たな団地開発による13戸の増を見込んでいる。

収益的収支については、収入を3億9,275万円、支出を3億2,860万1,000円とし、差引き6,014万9,000円の利益を見込んでいる。資本的収支については、収入を4,101万円、支出を1億9,115万6,000円とし、不足額は消費税資本的収支調整額および損益勘定留保資金で補てんする。

収入の主なものは、水道使用料2億6,326万9,000円、消火栓維持管理費1,154万円。営業外収益他会計補助金、一般会計から7,522万8,000円、長期前受金戻入れ3,539万8,000円、水道加盟金643万5,000円。

収益的支出、水道事業費用は3億2,860万1,000円で、収益的支出の主なものは、原水浄水費では浄水処理施設の保守点検、水質検査、軟水処理設備維持管理委託料2,467万4,000円。送配水管、施設の修繕1,216万円、取水、送水ポンプ動力費など1,860万円。配水給水費では、量水器の検針、水質検査、配管、固定資産台帳更新など、委託料1,020万8,000円、配水管、給水管など漏水修理などの修繕に550万円。総係費では、職員給与ほか2,848万6,000円。減価償却費では、機械、建物、構築物など1億6,658万8,000円、営業外費用では、企業債利息3,625万1,000円、消費税1,200万円。

資本的収入では、総額を4,101万円とし、その主なものは、老朽管更新事業に要する費用とする企業債で4,000万円の借入れ。

資本的支出では、総額を1億9,115万6,000円とし、配水管布設替工事設計業務などの委託料に550万円、檜崎老朽管布設替、多賀地区配水管布設替、土田地区舗装などの工事請負費に7,130万円、企業債償還金を1億1,420万6,000円とし、令和4年度末現在の企業債残高見込額は26億2,427万4,000円との説明がありました。

主な質疑では、水道の総資産額には対し、有形固定資産と無形固定資産、合わせて48億2,001万1,000円。

また、委員から、広域化の話があったが、上水道会計の広域化か、また事業の広域化なのかに対し、将来目標として水道事業の広域化は検討されているが、実施段階ではなく、各部門において広域での取組により、事業体間の連携を取れるよう県が勉強会を進めているとの答弁がありました。

また、委員から、老朽管が1万4,000mぐらいあるという話だが、更新まで何年ぐらいかかるのかに對し、下水道整備により部分的に老朽管が残ったままになっている。耐用年数の40年に近づいている管もあり、何年と言われると難しいとの答弁がありました。

また、幹線は終わっているのかに對し、まだ残っている。どこを通っているのか確認できない古い管も一部残っている状態であるとの答弁がありました。

また、配水管として震度6強に耐えられる管には對し、耐震強度については、埋設している地層にもよるため、未確定の部分が多い。

また、委員から、長期前受金の現在高には對し、令和3年度14億4,217万9,000円との答弁がありました。

また、インボイス制度対応システム改修で、対象は上水道と下水道かに對し、一般会計でも対応されると思うとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、議案第21号は、全員賛成で、原案のとおり可決すべきとすることに決定しました。

次に、「議案第22号 令和4年度多賀町下水道事業会計予算について」、処理区内人口6,779人、年間処理水量134万4,002^m、1日平均処理量3,682^m、雨水排水整備事業に1,765万5,000円を予定している。収益的収入を3億9,610万3,000円、支出を3億9,472万円、差引き138万3,000円の利益を見込んでいる。

資本的収入・支出では、収入総額1億3,831万円、支出総額2億6,222万1,000円。不足額は消費税、地方消費税資本的収支調整額および損益勘定留保金で補てん。他会計一般会計から6,894万円繰入れ予定。企業債の限度額では、公共下水道事業債が880万円、流域下水道事業債が1,430万円、資本費平準化債が6,000万円としている。

下水道事業収益として、営業収益2億5,577万1,000円の主なものは、下水道使用料2億4,473万円、営業外収益1億4,033万2,000円の主なものは、他会計補助金5,800万円を一般会計から繰り入れ、長期前受金戻入れ8,233万1,000円を予定している。

下水道事業費用として、営業費用の主なものは、管渠清掃、水質検査、マンホールポンプ機器点検等の委託料などの管渠費2,741万1,000円。流域下水道維持管理負

担金1億604万円。減価償却費2億534万2,000円。営業外費用の主なものは、企業債利息3,589万2,000円。

資本的収入の主なものは、企業債8,310万円、他会計出資金4,600万円、雨水排水整備工事に対する補助金885万5,000円。

資本的支出の主なものは、建設改良費では、雨水排水整備工事の工事請負費1,765万5,000円、びわ湖流域下水道建設費負担金1,439万9,000円。企業債償還金では2億3,016万7,000円。令和4年度末企業債残高見込額は21億6,402万1,000円との説明がありました。

主な質疑では、雨水排水整備工事の場所には対し、継続事業箇所として藤瀬地区での舗装本復旧、新規事業箇所として中川原集落内旧四手川の改修。

また、旧四手川のどこまでかに対し、具体的な区間は集落と調整中で、流末はハートフル横にある大堀川に接続させるとの答弁がありました。

また、雨水処理負担金はどこから入ってくるのかに対し、「一般会計から繰入れ」との答弁がありました。

質疑を終了し、討論はなく、議案第22号は、全員賛成で、採択すべきとすることに決定しました。

次に、産業環境課所管事業、「議案第19号 令和4年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計予算について」、歳入歳出726万7,000円とするもので、歳入の主なものは、基金繰入金673万3,000円、前年度繰越金50万円、歳出の主なものは草刈り作業委託料706万7,000円、街路灯維持管理20万円との説明がありました。

主な質疑では、基金残高はに対し、令和2年度末で3億4,213万9,116円、また、委託先はに対し、主にシルバーにお願いしているとの答弁がありました。

また、何年ぐらい経過しているのかに対し、平成7年から12年ぐらいまでは出資金を積み立てていただいていた。その後、基金を取り崩し維持管理としている。

また、平成15年以降の企業と基金の関係はどうされているのかに対し、基金の原資は、初めて進出された企業さんの当初にもらった分で運営しているとの答弁がありました。

ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第19号は、全員賛成で、原案のとおり可決すべきとすることに決定しました。

以上で議案審議を終了し、執行者退席の後、「請願第2号 旧遠藤邸（多賀634番地）の跡地利用に関する請願書」についての審査を行いました。

請願主旨には文化財の保存活用、多賀町文化財保存活用地域計画が含まれており、委員外委員の出席を求め連合審査会とし、また、請願者は絵馬通りの活性化を考える会の構成団体で、多賀区、多賀大社、多賀町商工会、多賀観光協会、門前町共栄会、杜ノ実の6団体の代表によるもので、委員長の大谷氏、副委員長の平居氏、杜ノ実の代表理事

の大辻氏の3氏に請願の趣旨、請願事項を伺いたく、参考人として出席を求めました。

まず、審査に入る前に、令和3年12月第4回定例会に提出された請願書と内容がほぼ同様であることから、2点についての確認を行いました。

まず1点目は、前回の審査内容を区民、構成団体の皆さんに報告されているのかに対し、大谷参考人から、多賀区の協議員会で報告し、再請願を提出することも報告しているとの答弁がありました。

2点目、「12月の連合審査会では、何度も繰り返し、採択されなければ請願を諦めると言われていましたが、今回、再度請願書を提出された理由はに対し、令和元年の請願により、更地にしていただいた。解体などにかかった費用は多賀区が責任を持つことは、全役員の間で了解されている。不採択となり、3筆に分けてということになれば仕方がないとの答弁でありましたが、明確な答弁ではありませんでした。

次に、紹介議員の川添議員に請願の主旨説明を求め、絵馬通りの活性化を考える会で、住宅地にするよりは、他の使い道があるのではないか。大きなスペースを多目的に活用できるように残していきたい。まちづくり事業の中で、難しい問題をあえてこの会が多賀町の発展のためにやっていくという考えから、請願書を提出されたとの説明の後、質疑応答の前に、請願事項の2点について確認を行いました。

請願事項の1点目、宅地相当2筆分の計画を見直し、絵馬通りの活性化が図れる汎用性のある土地利用にすること、請願事項の2点目、土地の処分については、処分要件に示される定性的要素（社会性背景）を考慮し、絵馬通りの活性化に寄与できるものを選定することについての参考人の説明を求めました。

平居参考人から、国の管理下にあり、裁判所への手続で町の方針を示していただく必要があります。裁判所が判断されるに当たり、宅地2筆が入った計画ではなく、将来的なまちづくりに利用できるための措置をお願いしたいとの答弁の後、大辻参考人から、過去の議事録を見ると、令和元年12月2日に宅地2筆と駐車場1筆の話は事務局からあった。残りの土地の活用については、今後考えるようになっており、何も決定されていないし、合意もされていない。残りの土地については、民間による取得に向けて動くと記載されており、事務局からの説明でそのように動いていること自体がおかしい。令和3年6月の議事録には、企画課から、民間による取得に向け進めることを合意されていると言われている。これもおかしい。あたかも絵馬通りの活性化を考える会で合意したかのように進めている。これもおかしいとの発言がありました。

質疑に入り、相続人がいない。多賀区ではどうすることもできないので、解体工事を町が行った。更地になったからといって、多賀区が取得するのはおかしいのではに対し、大辻参考人から、町の補助金を受けていない団体は2団体。杜ノ実は、今、設立したばかりで資金がない。多賀町全体、観光のために利活用していくために、多賀区が一旦買い上げる。理解してもらいたいとの答弁がありました。

また、議事録の中で、事務局が勝手に決めたような言い方をされたが、本当なのか

対し、大辻参考人から、議事録を見るとそのように思える。反対意見がなかったから、賛成と判断したと書くべきであるとの答弁がありました。

また、委員から、区民の皆さんの意見は反映されていなかったのに対し、大谷参考人から、多賀区は協議員会で賛成であれば、区全体の意見になるとの答弁がありました。

また、委員から、今回の件は高額で、区民の合意形成が必要で、異論が出た場合は、責任が取れるのかが心配である。今回の請願者である構成団体はたくさんあるが、合意形成はできているのに対し、大谷参考人から、回覧で全戸配布している。多賀区が責任を持ってお支払いをさせていただく。構成団体の6団体には合意をもらっているとの答弁がありました。

また、委員から、旧遠藤邸の件は、議会で議決し、議会だよりも載っている。事務局が勝手に決めたと言われると問題であるがに対し、大辻参考人から、議事録を見て、気がついたときには宅地2筆と駐車場1筆となっていたとの答弁がありました。

また、大谷参考人から、令和元年の請願の後、絵馬通りの活性化を考える会の中で、当時、行政から、跡地利用については今から考えておかないといけない。このようにしたら良いのではという提案はあったが、絵馬通りの活性化を考える会は議決機関ではないので、賛否を取ったわけではない。いつの間にか認められましたみたいな形になった。

また、平居参考人から、1、2回は資料として説明を受けた。そのときには意見が出なかったので、事務局は反対意見がなかったので進められたと思っている。異論を唱える方はおられなかったと理解しているとの答弁がありました。

また、委員から、令和元年に合意されているのではに対し、大谷参考人から、それに関してはそうだが、解体されて、違う方がいいだろうということで、新たな請願を出させていただいたとの答弁がありました。

また、委員から、取得する金額が大幅に上がった場合はどのようにされるのに対し、大谷参考人から、大幅に上がる場合は検討するとの答弁がありました。

また、委員から、区民の方に財産が減ることに対しての説明はに対し、大谷参考人から、現金を不動産に代えるだけで、あとは利用してもらったときの金額を回収していきたいと思っているとの答弁がありました。

また、委員から、駐車場にして使用すると言われている。一部の人の利益のために使われることはあってはならないが、その辺はどうかに対し、大谷参考人から、大きく言えば駐車場、要するに、宅地にしないで更地にしておいてほしい。イベントや、ふだんは子どもの遊び場などで多目的に使えるよう、取りあえず更地にしておいてほしいとの答弁がありました。

また、委員から、更地にしておいてほしいだけではビジョンがない。前回から3か月もたたないうちに方針が変わっている。活性化につながるビジョンが見えないがに対し、大谷参考人から、後々、舗装することも考えている。また、トイレを設置する話も出ている。とにかく更地のままにさせていただいて、今後の使い道については、絵馬通りの活

活性化を考える会で決めていきたいとの答弁がありました。

また、委員から、舗装、トイレの設置などと言われているが、町で整備するののかに対し、大谷参考人から、絵馬通りの活性化を考える会で整備するとの答弁がありました。

また、委員から、まちづくりの取組を進めるために杜ノ実が設立されたのにはに対し、大辻参考人から、そんな経緯はないとの答弁がありました。

また、委員から、杜ノ実が主体となって絵馬通りの活性化を進めてはどうか。出資して取組を進める考えはに対し、大辻参考人から、今のところ出資する財力がないが、協力はするとの答弁がありました。

また、委員から、相続人がおられないという事例は多賀区だけの問題ではなく、他の集落でもある。多賀区が出資すると、最後は多賀区のものになり、他の集落との公平性が問われる。令和元年12月2日に近隣住民、不動産会社などの民間での取得に向けて動くことに合意されている。必要であれば、取得に向け参加されるののかに対し、大谷参考人からは明確な答弁はありませんでした。

以上で質疑を終了し、参考人、委員外委員退席の後、産業建設常任委員会を再開し、委員より賛成討論があり、採決の結果、賛成3人、反対2人で、賛成多数で、請願第2号は採択すべきとすることに決定しました。

以上で、産業建設常任委員会に付託されました審査結果の報告を終わります。

○議長（竹内薫君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。

報告に当たっては、令和3年度補正予算と令和4年度当初予算ごとの報告をお願いします。

最初に、「議案第8号 令和3年度多賀町一般会計補正予算（第10号）について」の報告を求めます。

5番、松居亘予算特別委員長。

〔予算特別委員長 松居亘君 登壇〕

○予算特別委員長（松居亘君） 本会議において予算特別委員会に付託された議案についての審査結果を、会議規則の規定により、次のとおり報告いたします。

3月11日午前9時より、役場3階第1委員会室において、委員全員と議長、執行者側より町長、副町長、教育長、担当課長の出席を求め、委員会を開催しました。

「議案第8号 令和3年度多賀町一般会計補正予算（第10号）について」審査いたしました。

初めに、総務課に関する事項について説明を求めました。

総務課長から、今回の補正予算は、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ9,192万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ56億5,752万6,000円とする。

総務課所管では、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業で2,761万円、被災住宅修繕緊急支援事業で1,000万円の繰越しを行う。地方債の追加補正として、普通

交付税の追加交付があったことから、臨時財政対策債において9,073万円の減額補正を行う。

歳入の主なものは、普通交付税が1億2,905万9,000円の増額、寄附金が300万円の増額を行う。

歳出では、消防団員2名の退職報奨金154万3,000円の増額、財政調整基金積立金1,600万円の増額、社会福祉基金積立金300万円の増額を行うと説明がありました。

質疑応答では、委員から、消防団員が不足しているが、対応はどの質疑に対し、多賀町消防団は現在5名不足している。消防団長から加入者を各区長にお願いに回られたりしている。町も確保に努めているところだと答弁がありました。

また、委員から、社会福祉基金は積み立てていくばかりでなく、何かアクションを取らないといけないのではとの質疑に対し、毎年2,500万円ほど取り崩し、子育て対策、少子化対策に使っていると答弁がありました。

また、委員から、社会福祉基金の使い方を、中学生までではなく高校生まで延ばしてはどの質疑に対し、町長は、一貫して義務教育まではしっかりとした教育をしていくという方針を持っておられます。その方針で今後もやっていると答弁がありました。

次に、企画課に関する事項について説明を求めました。

企画課長から、都市公園整備事業で用地の購入等に要する費用3,891万1,000円の繰越しを行うと説明がありました。

質疑応答では、委員から、都市公園整備の設計会社はどこで、契約日と金額はどの質疑に対し、本社は福井県で、滋賀県に営業所がある京福コンサルタント株式会社で、1月31日付の契約締結で、金額は1,495万5,600円だと答弁がありました。

次に、税務住民課に関する事項について説明を求めました。

税務住民課長から、歳入では、固定資産税で3,947万円の増額、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を同額減額し、財源振替を行う。社会保障・税番号制度導入システム整備事業補助金で352万円の増額を行う。

歳出では、マイナンバーカードを利用して、ワンストップサービスのうち転入、転出の届出をオンライン予約できるようにするため、住民基本台帳ネットワークシステム改修委託料として352万円増額すると説明がありました。

質疑応答では、委員から、住民基本台帳ネットワークシステム改修委託料352万円の財源はどの質疑に対し、委託料は6町クラウドで分担し運用しており、国の補助は10分の10だと答弁がありました。

また、委員から、固定資産税のうち家屋で1,700万円増えたと説明を受けたが、それは工場かとの質疑に対し、当初は事業用家屋で2,593万8,000円の減額見込みでありましたが、実績は800万6,000円となり、結果的に2分の1減額が18社、全額減額が26社になった。当初予定していたより減額が少なかったので増やした

と答弁がありました。

次に、福祉保健課に関する事項について説明を求めました。

福祉保健課長から、新型コロナウイルスワクチン接種事業で3,704万5,000円の繰越しを行う。

歳入では、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費国庫負担金で594万3,000円の増額、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金で1,101万8,000円の増額を行う。

歳出では、3回目のワクチン接種と5歳から11歳のワクチン接種費用として、コロナワクチン接種対策費1,696万1,000円の増額を行うと説明がありました。

質疑応答では、委員から、若い方の3回目ワクチン接種で土日はないのかとの質疑に対し、接種日は執務いただける医師の都合を最優先にしている。医師2、3名と看護師とで可能な日を組み合わせで行っている。4月以降で3回土曜日を設けていると答弁がありました。

次に、産業環境課に関する事項について説明を求めました。

産業環境課長から、ため池改修事業で2,073万6,000円の繰越しを行う。地方債補正では、犬上川ダム県営事業負担金として60万円の増額と、芹川ダム県営事業負担金として90万円の増額補正を行う。

歳入の主なものは、コロナ禍の影響による観光名所ライトアップ事業等の中止により、地方創生推進交付金200万円の減額。木曾池の改修に係る団体営農地防災事業補助金353万6,000円の増額などを行う。

歳出の主なものは、木曾池の改修に係る測量設計委託353万6,000円の増額。芹川ダムと犬上川ダムに係る県営事業負担金として162万円の増額。ふるさと楽市の中止により200万円の減額。がんばる商店3件分の応援補助金150万円の減額。ライトアップ事業の中止により400万円の減額を行うと説明がありました。

質疑応答では、委員から、がんばる商店応援補助金150万円減額のうち、2件分の理由はどの質疑に対し、滋賀県の観光施設等魅力向上・感染防止支援事業補助金があり、そちらを活用されたと答弁がありました。

また、委員から、芹川ダムの承水路工事はこれからもやっつけていかなければならないのかとの質疑に対し、令和4年度以降も、農地転用等で受益地の面積が減少したことによる変更事業計画策定業務を令和3年度から引き続いて行っていく。ダム本体は終わりました。承水路の分は一部、後始末の整理等があると答弁がありました。

次に、地域整備課に関する事項について、説明を求めました。

地域整備課長から、スマートインターチェンジ整備事業で1億6,737万円、道路維持管理事業で320万円の繰越しを行う。地方債補正では、スマートインターチェンジ整備事業で1,500万円の増額補正を行う。

歳入では、スマートインターチェンジアkses整備交付金が1,500万円の増額、

スマートインターチェンジ事業ネクスコ中日本負担金が500万円の減額を行う。

歳出の主なものは、除雪に伴う町所有の除雪ドーザの修繕に146万1,000円、業者による除雪委託料に1,775万5,000円、道路等の補修に320万円の増額。スマートインターチェンジ関連では、下り線側の道路改良工事に3,300万円と上り線側の整備事業負担金2,300万円の増額を行うと説明がありました。

質疑応答では、委員から、今年度の除雪費は概算でどれくらいか。富之尾と多賀の除雪の出動回数はこの質疑に対し、概算で7,500万円くらいです。除雪出動回数は多賀17日、富之尾18日ですと答弁がありました。

次に、教育委員会に関する事項について説明を求めました。

教育総務課長から、久徳の認定こども園整備事業で5,254万1,000円の繰越しを行う。生涯学習課長からは、大岡高塚古墳周辺整備基本構想策定事業で150万円、スマートインターチェンジ関連の埋蔵文化財発掘調査受託事業で152万6,000円の繰越しを行う。歳出では、中央公民館の光熱水費に34万円、滝の宮グランドゴルフ場の指定管理料に27万4,000円の増額補正を行うと説明がありました。

質疑応答では、委員から、滝の宮グランドゴルフ場の指定管理料の増額について説明をとこの質疑に対し、指定管理を報徳に出し、芝生の管理をしていただいていたが、決めた回数の管理が十分できていなかったことについて、報徳が非を認められ、芝生の張り替え等で復旧していただいた。それだけでは十分ではないと判断し、多賀の都市公園の芝生管理を行っている管理業者に基準となる業務内容について相談したところ、手入れの回数をもう少し増やした方が良いという提案を受けましたので、回数を増やすために増額の提案させていただいたと答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、全員賛成で、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件1件の審査結果報告を終わります。

○議長（竹内薫君） 暫時休憩をします。

議場の時計で午後4時10分までとします。

（午後 4時00分 休憩）

（午後 4時10分 再開）

○議長（竹内薫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、予算特別委員長に、「議案第11号 令和4年度多賀町一般会計予算について」の報告を求めます。

5番、松居亘予算特別委員長。

〔予算特別委員長 松居亘君 登壇〕

○予算特別委員長（松居亘君） 本会議において予算特別委員会に付託されました議案についての審査結果を、会議規則の規定により、次のとおり報告いたします。

付託案件は、「議案第11号 令和4年度多賀町一般会計予算について」でございます。

3月14日と3月16日の午前9時より、役場3階第1委員会室において、委員全員と議長、執行者側から町長、副町長、教育長、会計管理者、担当課長の出席を求め、委員会を開催しました。

初めに、総務課に関することについて説明を求めました。

まず、予算の概要について説明がありました。総務課長から、令和4年度予算は、第6次多賀町総合計画に基づく実施計画や事業計画を推進し、子どもからお年寄りまでが希望を持って、生き生きと心豊かに暮らせるための予算編成を行った。安心安全なまちづくりに必要な予算を最優先に確保しつつ、将来に向けての投資的経費である大型事業を着実に実施するための予算規模となった。令和4年度予算は総額57億5,000万円で、前年比19.7%、9億4,600万円の増額となった。

歳入予算について、歳入の3割を占める町税のうち、個人住民税は3億2,360万円を見込めたが、法人住民税はコロナ禍による影響から脱却できる見通しが立てられる状況になく、前年度から21.5%減の2億1,900万円となった。町税の6割を占める固定資産税では、土地が地価下落により200万円減の2億1,900万円、家屋は2,200万円増の4億2,200万円、償却資産は1,000万円増の3億6,000万円となり、町税総額16億2,836万円となった。歳入の24.3%を占める地方交付税では、特別交付税が前年度並みの2億円、普通交付税は町民税の減収により交付税措置の増が見込まれることなどから3億9,500万円増の11億9,500万円となった。歳入の12.9%を占める国・県支出金は、スマートインターチェンジや都市公園整備に係る社会資本整備総合交付金やコロナ対策としての地方創生臨時交付金などの国庫支出金が4億84万円、林道下山線トンネル補修工事や萱原地区急傾斜地崩壊対策事業などの県支出金が3億3,864万円となった。また、繰入金は大幅増の6億1,471万円。起債では、最も大きな借入れが認定子ども園の財源となる3億4,530万円で、臨時財政対策債は1億500万円となった。令和4年度末の起債残高は53億534万円となり、大規模事業を実施しつつも残高の増加を最小限に抑える予算編成とした。

歳出予算について、人件費が10億9,694万円。物件費は8億5,870万円で、参議院議員、知事選挙に要する需用費が皆増となった。扶助費が5億7,150万円となり、児童手当の支給対象の子ども数が減少した。補助費は6億9,369万円となり、近江鉄道活性化再生協議会や湖東広域衛生管理組合への負担金が増額となった。普通建設事業費は令和3年度より8億3,994万円の大幅増となる13億3,327万円となったと説明がありました。

続いて、総務課に関する事項について説明がありました。

総務課長から、歳出予算の主なものは、ふるさと納税業務委託に1,673万円。福祉バス運行委託に473万円。公会計の作成支援業務委託に374万円。庁舎エレベーター

ターの修理などに855万円。防犯灯設置委託に223万円。各字への事務手数料として交付金1,000万円。川相出張所の運営費396万円。参議院議員選挙に586万円。知事選挙に585万円。彦根市への消防事務委託料が1億4,779万円。4か字のコミュニティ助成事業に500万円。被災住宅修繕緊急支援事業に2,000万円。地方債の返済は5億516万円を計上していると説明がありました。

質疑応答では、委員から、行政組合の出向はどのようになっているか。川相出張所の体制はとの質疑に対し、出向は1市4町の5市町です。出向は2年間だから、10年に1回くらい回ってくる。川相は2人体制で変わらないと答弁がありました。

また、委員から、ふるさと納税の入った額に占める経費の割合はとの質疑に対し、令和4年度から福井県の大津屋に委託する。3,000万円の寄付があると想定したとき、委託料は8%で、返礼品が寄付額に対する30%、あと送料が要る。大津屋には委託料1,464万円を想定している。あと、トラストバンクへの委託料209万円で、合わせて1,673万円の予算を計上していると答弁がありました。

また、委員から、福祉バス運行委託で運転手の帰責事由による負担は誰がするのかとの質疑に対し、軽微な修繕は委託先の負担で、運転手の過失等によるものは保険適用でいくと答弁がありました。

また、委員から、防災無線やFMラジオ等による災害発生時の町民への伝達方法のシステムの検討はとの質疑に対し、お金を出して委託するまで熟度が上がっていないことと、現在、何億もかけて防災無線を整備できる余裕はないと答弁がありました。

また、委員から、ふるさと納税が来年度大きく上がっている。どんな技を使って3,000万円となったのかとの質疑に対し、公開するホームページが今までの1か所でした。そこに加えて楽天のサイトを入れます。窓口が2つになり、なおかつ委託業者を変えることにより、掘り起こしを行うと答弁がありました。

また、委員から、雪害に対する交付税の見通しはとの質疑に対し、この前、特別交付税が前倒しで3,000万円入ってきた。国の方でも、今年は災害級という認識を持っておられる。甲良町、豊郷町等は前倒しの特別交付税はなく、多賀町と北の方だけですと答弁がありました。

また、委員から、男女共同参画計画策定はどうなっているかとの質疑に対し、策定委員会は10名程度で、3回程度の会議を行う。委員の選定が一番重要ですので、幅広く男女の比、年齢構成などを配慮して選ぶべきと考えていると答弁がありました。

次に、会計室に関する事項について説明を求めました。

会計管理者から、歳出予算の主なものは、事務補助員の報酬に114万円。金融機関での振込、振替に対する手数料に52万円、指定金融機関業務委託料に55万円を計上していると説明がありました。

質疑応答では、委員から、来年度から銀行へ行くことになったが、燃料費は5,000円では足りないのではないかとの質疑に対し、会計室には公用車がない。他課の空い

ている車を使用して行きますと答弁がありました。

次に、議会事務局に関する事項について説明を求めました。

議会事務局長から、歳出予算の主なものは、議員12人分の報酬に2,845万円、10人への議員年金給付費負担金に881万円。日置市と三朝町の表敬訪問や研修などに181万円、議会広報誌の印刷製本に179万円、議事録の調整委託料に81万円、県郡議長会負担金に157万円を計上していると説明がありました。

質疑応答では、委員から、議会だよりはどれくらい発注するのかとの質疑に対し、広報誌は年4回発行させていただく。1回目と2回目が2,800部、3回目と4回目が2,900部となっていると答弁がありました。

また、委員から、議会広報は一般競争入札ではないのかとの質疑に対し、議会広報はずっと議会が障害者雇用という観点からアイコンタレーションとの随契にしていく方針を立てられているので、一方的に一般競争入札にすることは難しいと答弁がありました。

次に、地域整備課に関する事項について説明を求めました。

地域整備課長から、歳出の予算の主なものは、道路橋梁費では、道路台帳整備委託料100万円、公用車の購入に100万円、県営事業負担金796万円。除雪委託料680万円。道路補修工事費に400万円、道路等の測量設計委託料に1,200万円。スマートインターチェンジ建設に必要となる土砂の確保のための土地借上料180万円、道路改良工事6,020万円は、スマートインターチェンジアkses道路整備工事、町道岡山団地神田線の通学路安全対策、各字の要望による道路改良事業を実施。交通安全施設補修工事に550万円。中日本高速道路株式会社に支払う工事負担金として3,320万円を計上している。

河川費では、萱原地区の急傾斜地崩壊対策工事に4,950万円、県営事業の急傾斜地対策工事への負担金628万円。河川愛護団体補助金は27集落での取組に141万円。多賀地区の川ざらえ活動補助金に150万円を計上している。

都市計画費では、梨ノ木・多賀の2地区での地籍調査を行うため、委託料に1,210万円。

他会計への繰出金では、上水道事業会計へ7,523万円、下水道事業特別会計へ1億1,494万円、農業集落排水事業特別会計へ5,034万円を計上していると説明がありました。

質疑応答では、委員から、絵馬通りの補修工事は毎年する必要があるのかとの質疑に対し、ボラード以外に消雪工のノズル、インターロッキングなど、何か所も補修をしていく必要が出てきていますので、継続して補修していきたいと答弁がありました。

また、委員から、100万円の公用車購入とあるが、どんな車を購入する予定かとの質疑に対し、今は新車を買うと半年以上待たないといけない。今の公用車も15年たって危ないので、即4月から対応していかないといけない。その場合には中古車しかないという判断をしたと答弁がありました。

また、委員から、2集落の集落除雪に対するリース料はいくらか。また、リース期間はその質疑に対し、富之尾区と多賀区の2集落に1台ずつ小型ペイローダーを無償で貸しているが、町からリース業者へ支払うリース料は、1シーズン2台分で132万円になる。期間は12月15日から3月15日までの3か月の契約で貸していると答弁がありました。

また、委員から、集落除雪を増やしていく考えはその質疑に対し、今年度のような状況ですと、集落でしていただけるのが一番理想だと思っている。来年度は各集落へお願いに回る予定をしていると答弁がありました。

次に、産業環境課に関する事項について説明を求めました。

産業環境課長から、歳出予算の主なものは、衛生費では、紫雲苑管理運営費として436万円、ごみ収集業務委託に4,195万円、彦根愛知犬上広域行政組合への負担金3,239万円、可燃ごみについて、湖東広域衛生管理組合への負担金5,313万円、し尿処理について、湖東広域衛生管理組合への負担金5,028万円を計上した。

農業費では、環境保全型農業直接支払交付金954万円、農業機械購入8件分の補助金として1,600万円、農村まるごと保全向上対策事業補助金1,125万円。尼子池の耐震対策計画策定測量設計委託に2,300万円、農業振興地域整備計画策定調査委託に300万円、鳥獣害防止対策では、ニホンザル個体数調整業務委託に437万円を計上した。

林業費では、佐目、南後谷、杉地区で行う放置林防止対策境界明確化事業補助金として356万円、大滝山林組合が行う森林整備事業に790万円、560頭の有害鳥獣駆除業務委託に1,122万円、林道下山線のトンネル補修工事に1,100万円、多賀、四手、川相、大杉の4地区で行う支障木の伐採や緩衝帯整備などに883万円。地域再生費として、町産材の付加価値を高めるため、本町の強みを生かした森林資源全体のプロモートと製品開発、林業への人材育成、販売戦略などを図るために2,250万円を計上。

商工費では、商工会の運営補助に770万円、30件分の住宅リフォーム促進事業補助金に600万円、1件分のがんばる商店応援補助金200万円、観光名所ライトアップ事業に320万円、観光協会への補助640万円を計上したと説明がありました。

質疑応答では、委員から、農業振興地域整備計画の見直しというのはどういうことかとの質疑に対し、青地、白地のすみ分けを5年に1回見直す。今年度と来年度にその作業を行っているとの答弁がありました。

また、委員から、鳥獣害防止対策費で、集落自営組織への支援とはとの質疑に対し、獣害柵や電気柵を設置された17団体に、メーター当たり定額60円を乗じた額と3分の2補助で限度額15万円を上限に補助している。獣害柵の管理だけでなく、視察研修にも補助をしているとの答弁がありました。

また、委員から、令和2年度の獣害駆除の実績はその質疑に対し、450頭くらいで、

400頭くらいがシカで、あとはサルですと答弁がありました。

また、委員から、サルの獣害対策はとの質疑に対し、多賀町では12群のサルの群れがおり、今一番大きい群れが八重練周辺に住んでいる。その他川相、富之尾にいる群れも50頭前後いる。かなり悪さをしている。そういったサルは有害鳥獣駆除の方で群れの1割までは取れることになっていて、集落の方のご理解を頂いて檻でつかんでいると答弁がありました。

また、委員から、資源回収活動推進奨励金の内容はとの質疑に対し、新聞、雑誌、古着、ダンボールにキロ当たり6円に足りない分を支出していると答弁がありました。

また、委員から、ライトアップ事業は今後どのように考えているのかとの質疑に対し、コロナの影響で2年連続中止となった。実行委員会では、今年は胡宮神社、多賀大社、大滝神社もやっていこうという話になっている。今後、観光協会とも協議しながら進めていきますと答弁がありました。

また、委員から、森林譲与税はどういう事業に使うのかとの質疑に対し、放置林対策の補助金とか大滝山林組合が行う森林整備に対する補助が主なもので、あと林道の維持補修の補助金にも充当していると答弁がありました。

また、委員から、ニホンザル個体数調整業務委託はどこに委託するのか。実績はあるのかとの質疑に対し、野生動物保護管理事務所に委託する。西日本エリアはこの事務所がされていて、かなりの実績があると答弁がありました。

次に、企画課に関する事項について説明を求めました。

企画課長から、歳出の主なものは、広報たが3,000部の印刷費に480万円、有線放送運営補助金に250万円。スマートインターチェンジ下り線の開通式費用に100万円。地域おこし協力隊報償費に463万円、大滝地域活性化支援委託料に187万円、移住就業支援補助に100万円、地域おこし協力隊活動費補助に300万円。多賀区へのコミュニティ助成事業に110万円、土田区、仏ヶ後区、大杉区の個性輝くまちづくり活動支援事業に329万円、空き家除却5軒分の補助に250万円、若者定住支援事業に894万円、桃原区の給水施設等の修繕に218万円、39集落でのまちづくり活動支援交付金1,335万円。電算構築委託に664万円、6町行政情報システム共同利用4,780万円、パソコン42台とプリンター5台等の購入費587万円、中間サーバープラットフォーム利用負担金に210万円。愛のりタクシーに係る湖東圏域公共交通活性化協議会負担金3,213万円、近江鉄道の活性化再生のために907万円、コミュニティバスに係る運行対策補助金2,518万円。四手公園、多賀公園の指定管理委託に220万円、久徳周辺地区の事業効果測定委託に400万円、施設整備工事に1億1,747万円、用地4,177㎡の購入に1,253万円と説明がありました。

質疑応答では、委員から、地域おこし協力隊活動費補助金の内容はとの質疑に対し、家賃の補助、活動に係る経費、消耗品、研修の受講料などに充てていただくと答弁がありました。

また、委員から、地域おこし協力隊はどんな方が来られ、どのような活動をされるのかとの質疑に対し、3月に募集し、県立大学大学院卒業の予定の方で1人の内定通知を出した。活動内容は、富之尾の旧営林署での弁当作りや配送サービス、大滝神社の旧宮司宅に住んでいただき、そこを拠点にした子どもの居場所づくり、地域との交流、地域の物産資源を紹介、販売するような場所として活用していただくことになると答弁がありました。

また、委員から、庁舎内にパソコンは何台あり、いつ更新が終わるのかとの質疑に対し、現時点のパソコンの保有台数は260台です。7年のサイクルで更新しており、更新が終わることはないとの答弁がありました。

また、委員から、地域おこし協力隊が借りる旧宮司宅の家賃はいくらかとの質疑に対し、月額2万5,000円です。条件として、シェアハウスとして学生が何人住んでも良いことを認めていただいている。契約は4月に入ってからになると答弁がありました。

また、委員から、大滝神社の旧宮司宅の改造はされているのかとの質疑に対し、令和3年度補正予算でエアコン設置、手洗い場、水回りを改修した。玄関には防犯カメラを設置していると答弁がありました。

また、委員から、地域おこし協力隊への町からの配布物はどうするのかとの質疑に対し、区長様とお話を進めており、富之尾に宇入りされる予定です。特別協議費にされると聞いていますとの答弁がありました。

また、委員から、都市公園整備のスケジュールはどの質疑に対し、現在作付けされている麦の収穫を終えられたタイミングをもって、土地の売買契約をする。同じ時期に、実施設計業務も完了できる。7月を目途に工事の入札公告の予定です。令和4年度末から令和5年度上半期の間には工事を終わらせ、供用開始を行いたいとの答弁がありました。

また、委員から、近江鉄道線活性化再生協議会負担金は令和4年から始まるということだが、年によっては変動があるのか。また、県は外れるのかとの質疑に対し、令和4年度、5年度は、法定協議会にて近江鉄道からの試算に基づき議論され6億6,800万円となった。令和6年度から第三種事業者に移管した時は10億円くらいになると想定されている。県は、施設等の維持管理には関与するというので2分の1の負担を持っていただいた。第三種事業者の運営については、県は関与しないと答弁がありました。

次に、税務住民課に関する事項について説明を求めました。

税務住民課長補佐から、町税収入について説明がありました。個人住民税は320万円の増で3億2,360万円。法人住民税は5,996万円の減で2億1,906万円。固定資産税は3,000万円の増で10億100万円。軽自動車税は62万円の増で2,988万円。たばこ税は300万円増の5,000万円。鉱産税は前年度同額の100万円を見込んでいる。町税の合計は16億2,836万円で、歳入全体の28.3%を占め、前年度に比べ2,194万円の減としている。住民税はコロナ禍の影響や経済情勢、立地企業の業績等を勘案したもの、固定資産税は土地の新規造成、新築家屋の増加等に

より増額、償却資産は、減価償却や除却はあったものの、軽減措置が行われなかったため増となったと説明がありました。

歳出の主なものは、地方税共通納税システム改修に1,060万円、評価替えの準備に鑑定委託料として500万円。戸籍電算システム改修委託に785万円、個人番号カード交付事業負担金188万円。国民健康保険特別会計への事務費繰出金1,811万円、保険基盤安定繰出金3,860万円、その他繰出金1,473万円など、国保特別会計への繰出金は合計7,144万円となる。福祉医療扶助料として6,200万円。後期高齢者の健診委託料125人分で107万円、広域連合負担金1億347万円、後期高齢者医療特別会計繰出金3,272万円を計上したと説明がありました。

質疑応答では、委員から、戸籍住民基本台帳費が前年度より900万円ほど増額だが、その理由はとの質疑に対し、マイナンバーカード取得者が全国どこでも戸籍が取れるようするため、システム改修を行う。令和5年度から利用ができることになる。そのため増額となったと答弁がありました。

また、委員から、個人町民税は320万円のプラス、法人町民税は約6,000万円のマイナスとなったことの説明をとの質疑に対し、個人住民税は滋賀県の財政収支見通しによると1.05%の増が示されていて、それに加え、3年度の決算見込みは1,500万円の増となることにより、今年度の予算額より増となった。法人住民税は、半導体関係やキリンビール等の減収が予想でき、そちらの方がコロナ禍の影響を受けたこともあり、減収となったと答弁がありました。

また、委員から、社会福祉基金繰入金から730万円が国保特別会計へ行くが、これは毎年繰入れされているのかとの質疑に対し、国保会計の基金がなくなったときにお金を借りた分で、平成30年から5年間で返済している。4年度が最終年となると答弁がありました。

また、委員から、マイナンバーカードを作られた方はとの質疑に対し、約2,700人ですと答弁がありました。

次に、福祉保健課に関する事項について説明を求めました。

福祉保健課長から、歳出の主なものは、第3期地域福祉計画の策定基礎調査に150万円、社会福祉協議会の補助金2,573万円。介護保険特別会計への繰出金1億147万円。7人の100歳の方等のお祝いに103万円、配食サービス委託料171万円、もんぜん亭指定管理料に325万円、シルバー人材センター補助金1,000万円。介護給付費1億2,000万円、相談支援事業負担金531万円。愛犬地域療育事業負担金に1,370万円、障害児通所給付費1,600万円、満2歳までの紙おむつ、粉ミルクの育児支援助成に211万円、948人の児童手当に1億2,780万円を計上している。豊郷病院小児科医師確保対策事業負担金に188万円。213人の子宮頸がん予防ワクチン接種に1,040万円、乳幼児の視力検査機器の導入に102万円。総合福祉保健センター費では、清掃・メンテナンス業務及び総合設備管理委託に617万円、

外壁タイルの補修、バルコニーの補修、空調設備改修工事等に2,253万円を計上していると説明がありました。

質疑応答では、委員から、中度・軽度知的障害者社会生活支援補助金の内容はどの質疑に対し、療育手帳Bをお持ちの方で、軽自動車税または普通自動車税を負担していた方は上限1万2,000円を補助しますと答弁がありました。

また、委員から、介護の方のおむつは町内で購入しないといけないとなっているが、それは今後も継続するののかとの質疑に対し、多賀町独自の事業で、65歳以上の方の保険料で実施する事業です。事業の創設時に町内事業所の支援も目的で、町内の商店で購入していただくことになっている。今のところは、そのまま継続することを考えていると答弁がありました。

また、委員から、老人クラブの集落数は現在いくつかとの質疑に対し、26ですと答弁がありました。

また、委員から、子宮頸がんワクチンを受けられていない方に対し、受けてくださいという勧奨を直接対象者にされるのかとの質疑に対し、対象者は、正規の方に加えて本来接種すべき期間に接種できなかった人も含まれている。接種期間中にできなかった方は、接種ができるようなご案内をする。先日、国の方から説明会があり、それに基づいて町の方でも実施していくと答弁がありました。

また、委員から、子宮頸がんワクチン接種を逃した人は何人か。接種を逃した人に対し直接連絡をするのかとの質疑に対し、接種を逃した年代は平成9年度から平成17年度に生まれた女子186人になっている。接種期間が令和4年度から6年度まで3年間あり、初年度は接種できなかった方の50%の接種率を見込んでいる。ご案内は、その対象者に問診票やワクチンの説明書等を送り、ご理解の上、接種していただくことになると答弁がありました。

次に、教育委員会に関する事項について説明を求めました。

教育総務課長から、歳出の主なものは、保育所費では、給食の賄材料費1,814万円、シルバー人材センターへの給食業務委託に147万円、施設型給付費9,678万円。認定こども園建設費では、久徳に建設する認定こども園に関する費用で、設計監理、施設整備工事、道路改良工事、木質化材料、備品購入等に8億8,099万円。子育て支援対策費では、臨床心理士報償費224万円、放課後児童クラブへの指導員8人の派遣委託に2,024万円、学童の施設整備工事に300万円。教育振興費では、ICT支援員に128万円、小学校と中学校に2名のALT派遣業務に950万円。小学校費では、7名の学習支援員報酬に792万円、学校現場の負担軽減に2名のスクールサポートスタッフ報酬に257万円、給食の賄材料費に2,256万円、多賀小学校児童数の増減に伴う基本構想委託に150万円、コンピュータ借り上げ料575万円、多賀小学校と大滝小学校の施設維持補修工事に680万円、タブレットのアダプター購入に135万円、要保護・準要保護児童への援助費に303万円。中学校費では、3名の学習

支援員報酬に354万円、給食調理運搬委託に3,980万円、通学バス運行委託に1,333万円、コンピュータ借上げ料799万円、要保護・準要保護児童への援助費に412万円。幼稚園費では、多賀幼稚園の施設型給付費に1,965万円と説明がありました。

質疑応答では、委員から、タブレットは6年生が卒業したら1年生に渡すのかとの質疑に対し、6年生の分は1年生に使いますし、今の1年生は2年生にそのまま持ち上がっていく。入っている情報はこちらでクリーニングする。費用はかからないと答弁がありました。

また、委員から、令和4年度に学校支援員は増員されているのかとの質疑に対し、スクールサポートスタッフが配置されたことにより、教員の方は自分の本来の仕事、子どもたちの指導に当たることができ、非常に学校の方でも助かっている。来年度も本年度と同じ人数ですと答弁がありました。

また、委員から、デジタル教科書は使っているのかとの質疑に対し、デジタル教科書は、教師の指導用のデジタル教科書が導入されている。次年度は、英語につき児童生徒の学習者用のデジタル教科書が導入される。中学の社会科にデジタル教科書を導入することになっていると答弁がありました。

また、生涯学習課長から、社会教育総務費では、町民講座の講師報酬に144万円、多賀大社の調査員報酬に139万円、多賀大社等の調査報告書の作成に346万円、犬上少年センター負担金は、公用車を購入するため3町のそれぞれの負担分50万円を増額し、合計194万円。文化財保護費では、多賀大社玉垣と胡宮神社社務所庭園の改修補助金1,009万円。海洋センター費では、社会体育施設指定管理料3,543万円。火災報知機など消防設備の改修に118万円。スポーツ公園費では、滝の宮スポーツ公園のプールサイドの改修に400万円。あけぼのパーク多賀管理費では、高圧電気設備と雨漏れや結露による漏水対策工事に1,600万円。博物館費では、国の天然記念物に指定されたアケボノゾウのPR資料作成委託に604万円を計上したと説明がありました。

質疑応答では、委員から、多賀町青少年育成町民会議は補助金40万円だけで賄えるのかとの質疑に対し、2年度に事業ができていなかった分の繰越分があり、3年度も大きな町民のつどいが中止となり、その分の経費が今年度残ることになり、併せて来年度への繰越しとなることから、40万円の補助金と合わすと、普通の1年間の運営はトータルで事業が計画できると答弁がありました。

また、委員から、中央公民館の芝生管理についてどのように考えているのかとの質疑に対し、結構、芝生で子どもたちが遊んでいる。今後、都市公園ができると芝を一体的な利用という形になる。今、公民館の芝を枯らせてしまうと、その一体感がまた1からスタートしなければいけないことになる。ここはしっかりと公費を入れて公民館の芝管理をしていくと答弁がありました。

また、委員から、スポーツ公園費の施設改修工事400万円の内訳はどの質疑に対し、滝の宮スポーツ公園のプールサイドの改修費用になりますと答弁がありました。

審査が全て終了し、討論はなく、採決の結果、「議案第11号 令和4年度多賀町一般会計予算について」は、賛成全員で、可決すべきものと決定いたしました。

以上で予算特別委員会の審査結果の報告を終わります。

○議長（竹内薫君） 本日の会議時間は、議案審議が終わらないため、会議規則第9条第2項の規定により延長することにいたします。

以上、総務常任委員長報告および産業建設常任委員長報告ならびに予算特別委員長報告を終わります。

これより、総務常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） これで質疑を終わります。

日程第5 「議案第8号 令和3年度多賀町一般会計補正予算（第10号）について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。議案第8号は、予算特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第8号は予算特別委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 「議案第9号 令和3年度多賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。議案第9号は、産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第9号は産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 「議案第10号 令和3年度多賀町水道事業会計補正予算（第1号）について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。議案第10号は、産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第10号は産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 「議案第11号 令和4年度多賀町一般会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。議案第11号は、予算特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第11号は予算特別委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 「議案第12号 令和4年度多賀町国民健康保険特別会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。議案第12号は、総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第12号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 「議案第13号 令和4年度多賀町介護保険事業特別会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。議案第13号は、総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第13号は総務常任委員長の報

告のとおり可決されました。

日程第11 「議案第14号 令和4年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について」の討論を行います。

10番、山口議員。

〔10番議員 山口久男君 登壇〕

○10番（山口久男君） ただいま議題となっております「議案第14号 令和4年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について」、反対討論を行います。

主に75歳以上が加入する後期高齢者医療制度は、2008年に導入をされました。国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に囲い込んで、負担増と差別を押しつける制度です。所得の少ない高齢者への保険料軽減の特例措置も2019年10月から廃止されました。

さらに、今年10月1日から、75歳以上が支払う原則1割の医療費窓口負担が2割になり、一定所得の高齢者は窓口負担が2倍になります。年金の引下げに加え、コロナ禍と高齢者の貧困化で、今でも深刻な受診抑制を一層加速するものです。窓口2割化は、単身で年収200万円以上、どちらも75歳以上の夫婦で年収320万円以上の世帯の全国では計370万人です。多賀町では、後期高齢者医療被保険者1,310人の23%に当たる約300人の高齢者が対象になります。年収200万円の方の場合、税金や社会保険料を差し引きますと、計算しますと年間175万円となり、月額14万円程度です。こうした方々が医療費の自己負担が2倍になる計算であります。

75歳以上の高齢者は、もともと病気にかかりやすく、治療にも時間がかかる世代です。現行の1割負担でも、平均で年間8万円の窓口負担をしています。負担を苦にした受診抑制で、重症化や手後れに至る深刻な事態も後を絶ちません。こうした負担増計画に、食費を削ったり、受診を我慢したり、薬を減らしてもらえないなどの切実な声を聞いております。通院を減らせば病気が悪化して、結果的には国の財政、医療財政を圧迫してしまいます。

政府、国は現役世代との負担の公平性、現役世代の負担の軽減と口実を並べています。しかし、現役世代もいずれは年を取る上に、既に親の医療費を肩代わりしている人もいます。医師や歯科医師でつくる全国保健医療団体連合会は、3月17日、参議院会館で、10月1日予定の2割負担の中止を求める署名提出を求める集会を開きました。現役世代をだしに、公費負担軽減を狙っていると批判をしています。政府は2008年から2018年度までに5,000億円を削減してまいりました。これを元に戻せば、現役世代の負担軽減の財源は出てきます。

これまで国は、社会保障のためにと消費税を引き上げてきました。一方で、大企業や富裕層への減税を繰り返してきました。病気になりがちな上、収入の手段も限られている高齢者だけを1つの医療制度に集め、負担増か給付減かを迫る制度の破綻はいよいよ明らかであります。

高齢者をお荷物扱いするような、こうした医療保険制度の廃止、公的年金削減と医療費の負担増を強いる2割化の実施の中止を求め、後期高齢者医療事業特別会計予算についての反対の討論といたします。

○議長（竹内薫君） ほか、討論されます方はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。議案第14号は、総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（竹内薫君） 起立多数であります。よって、議案第14号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 「議案第19号 令和4年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。議案第19号は、産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第19号は産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 「議案第20号 令和4年度多賀町農業集落排水事業特別会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。議案第20号は、産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第20号は産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 「議案第21号 令和4年度多賀町水道事業会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。議案第21号は、産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第21号は産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 「議案第22号 令和4年度多賀町下水道事業会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。議案第22号は、産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第22号は産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16 「請願第1号 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センターに及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を求める請願」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は採択です。請願第1号は、総務常任委員長の報告のとおり採択することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（竹内薫君） 起立多数であります。よって、請願第1号は総務常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩をします。

議場の時計で5時20分とします。

（午後 5時10分 休憩）

（午後 5時18分 再開）

○議長（竹内薫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま8番、大橋富造議員から、「発議第2号 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を求める意見書案」が提

出されました。これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は日程に追加し、議題とすることに決定しました。

なお、日程第17から日程第20号を1号ずつ繰り下げ、発議第2号を日程第17とします。

事務局より日程表および議案の配布を行います。しばらくお待ちください。

○議長（竹内薫君） 日程第17 「発議第2号 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を求める意見書案」を議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

8番、大橋富造議員。

〔8番議員 大橋富造君 登壇〕

○8番（大橋富造君） 「発議第2号 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を求める意見書案」について報告します。

シルバー人材センター（以下、「センター」という。）は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参画を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護用品の削減などに貢献している。

令和5年10月に、消費税において適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入される予定となっているが、同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入れ税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じる。しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はない。

人生100年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められている中、報酬よりも社会参加、健康増進に重きを置いた生きがい就業をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業主であることをもってインボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいをそぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。また、センターにとっても、新たな税負担はまさに運営上の死活問題である。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないセンターの会員の手取り額がさらに減少することなく、センターにおいて安定的な

事業運営が可能となる、廃止を含む適切な措置を講じられるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年3月25日。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣宛て。滋賀県犬上郡多賀町議会。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

近藤議員。

〔3番議員 近藤勇君 登壇〕

○3番（近藤勇君） ただいまの発議第2号のインボイス制度への適切な措置を求める意見書案ということで、今、大橋議員の方から提出の趣旨を報告されました。反対の意見を述べさせていただきたいと思います。

先般も、シルバー人材センターの方から請願ということで出されたときに、今、冒頭であります、シルバー人材センターは高齢者等の雇用の安定あるいは地域の日常生活に密着した就業機会を提供するというので、こういう制度があるということ自体は十分理解をしております。ただし、現在、多賀も約35%という高齢化率になっています。そういう中で、こういう制度があって、皆さんが生きがいを持って事業に参加されている、そのことによりまして医療費の削減、あるいは介護費用の削減等々に寄与しているということも十分理解をしております。

その中の、私、少し気になりますのが、令和5年の10月からこのインボイス制度ができますと、現在、センターが会員に支払う分配金に消費税を含んでいますということ、消費税は1,000万円以下の事業所に対しては納める必要がない、預かりのまま、あるいは預かることをしなくてもいいという状態の中で進んでおるということも理解をしておりますが、現在は、例えばシルバー人材センターで業務委託をしますと、例として日当1万円ということであれば、委託した側は消費税を含めて1万1,000円の請求が来て、それをお支払いしているというのが現状であるというふうに認識をしております。そして、その中で、シルバー人材センターが自分とこの必要経費ということで控除をされているということも理解をしておりますけれども、例えば、シルバー人材センターがそういう費用を控除せずに1万1,000円を委託者からもらったら、その部分を作業の従事者に払っておられるということは、1万円の日当に消費税が1,000円ついた1万1,000円の手当を交付しておられる、寄付しておられるということであろうと思っております。

それで、この制度ができると、今度はその消費税をシルバー人材センターが払わんならん。これは大変なことを十分理解しております。そうやけれども、作業委託をしておられた方は、今現在も消費税を徴収しておられる。それであれば、シルバー人材センタ

一は委託料の1万円、預かりの消費税の1,000円、別会計をして、1万円を作業従事者に払う。そして消費税として預かった1,000円は、シルバー人材センターが預かっていて、預かり税ですから、それを国の方へ納付する、払うというのが一般的な制度ではないかなというふうに思います。

ですから、ここに、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じ、センターにとっては新たな税負担、まさに運営上の死活問題であるというふうに書かれておられますが、消費税を預かっている以上、それを納付する団体は、その構成上が分からないですけども、個人で1つの団体をつくっている、あるいは、公的な公益社団法人のシルバー人材センターというところの従業員の部分的な扱いをすれば、その公益社団法人が、皆さんの委託先から預かった消費税はそこで控除をして自分の手間賃を払うんやというふうになれば、消費税を新たに払う必要はない。何もシルバー人材センターが新たな財源を見いだす必要がないというふうに思いましたので、今ここに意見書案ということで出されておりますように、新たに預かり消費税分を納入する必要が生じたら、その税負担はシルバー人材センターが負担せんならんから、運営上の死活問題が生じるという意見書になっておりますけれども、私はこの部分が1点理解できませんので、反対の意見を述べさせていただきます。

以上です。

○議長（竹内薫君） ほかに討論されます方、ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「発議第2号 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を求める意見書案」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（竹内薫君） 起立多数であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。原案の案の字句を削除して、意見書を国会および関係行政庁に提出いたします。

○議長（竹内薫君） 日程第18 「請願第2号 旧遠藤邸（多賀634番地）の跡地利用に関する請願書」の討論を行います。

まず初めに、原案に反対者からの発言を許します。

6番、菅森照雄議員。

〔6番議員 菅森照雄君 登壇〕

○6番（菅森照雄君） 反対討論を行います。

私は、先ほど、産業建設常任委員長として委員会での審査の結果を賛成多数で採択と

報告したところでございますが、私は委員会での賛否に加わることはできません。その中で、今回の請願については反対するものです。

旧遠藤邸の解体については、令和元年12月第4回定例会での請願において議決され、その後、跡地利用については、令和3年2月の議会だよりで、解体後は区が所有する駐車場と宅地に分譲し、町道を拡幅するとして地域の皆さんにお知らせをしています。また、このたびの請願は、既に相続財産管理人により国である大津家庭裁判所彦根支部に対し、定量的要素、処分金額をもって判断すると報告され、国より審判が下がっているものを、定量的要素ではなく定性的要素、社会的背景事情を考慮した土地の処分方法に変えるためには正当な理由が必要であり、議会での議決が求められております。

この経過により、議会においては、国だけでなく地域の皆さんにもしっかりと説明ができる慎重な議論が必要であり、連合審査において議論を重ねたところですが、私は国、地域の皆さんに説明できるものが得られたとは思いません。

反対理由のまず1点目として、このたびの請願は令和3年12月第4回定例会に提出された請願趣旨とは異なるものの、絵馬通りの活性化に向けての熱意、方向性、具体性を連合審査会で伺うことはできず、前回と同様に多賀区が主体と受け取りました。多賀区は自治会です。活性化につながる取組は本来、絵馬通りの活性化を考える会が主体となって取り組み、力を発揮されるものではないでしょうか。

2点目、絵馬通りの活性化を考える会の構成団体の杜ノ実は、地方創生加速化交付金を活用してまちづくりを目指して設立された団体で、その期待を背負っておられるにもかかわらず、参考人からは、そのような経緯はないとの発言がございました。絵馬通りの活性化をするために旧遠藤邸跡地の利用を希望される中、絵馬通りの活性化を考える会のまちづくり会社に積極性がなく、将来展望の実効性はあるのでしょうか。

3点目は、このたびの請願は多賀区を含む6団体が請願者となっておりますが、各団体に所属されている方の中には、ある一部の団体の中で、請願が提出されていることすら知られていない、また役員会でも諮られていないというのが現状であります。本当に各団体で検討され、絵馬通りの活性化を考える会で真剣に取り組まれているのか、確信を得ることができません。

4点目は、請願書に今後の将来展望が示されているにもかかわらず、参考人からは、ただ更地に、更地にとの発言で、示されている将来展望は本当に取り組まれるのでしょうか。疑問を感じます。

また、5点目は、今後の将来展望で後々トイレの整備が示されていますが、参考人からは、資金がないと発言されています。誰が整備し、誰が維持管理を行うのかというのが1つ疑問に思います。

また、6点目は、旧遠藤邸の跡地は本町の中心市街地であり、競争原理の観点から、1自治会、1団体に譲渡して良いものなのでしょうか。

最後に、連合審査会での参考人の発言には食い違いが数多くあり、絵馬通りの活性化

を考える会の意思が統一されてないと私は受け止めました。まちづくりは多くの方の力、時間が必要であるにもかかわらず、いまだに方向性がまとまっていないのに、実効性は本当にあるのでしょうか。

私は絵馬通りの活性化、地域の活性化、まちづくりに反対するつもりはありません。むしろ、必要と考えておりますが、反対理由のとおり、今後の実効性に確信が持てず、また、競争原理を働かせず特定の団体に特化することは、公平、公正の観点から議会としての説明責任も問われます。また、国、地方の皆様には私は理解と納得をしていただける説明ができません。

以上のことで、今回の請願には反対をいたします。

○議長（竹内薫君） 次に、原案賛成者からの発言はありますでしょうか。

1 番、神細工宗宏議員。

〔1 番議員 神細工宗宏君 登壇〕

○1 番（神細工宗宏君） 今回の旧遠藤邸の跡地利用に関する請願について、賛成討論を行います。

理由としては、令和元年8月13日に提出された請願では、建物を解体し、撤去して更地に整備する。2番目に、敷地東側の通りを救急車、消防車が通行できる道幅を確保するためセットバックするという2点の請願事項でした。跡地の利用案は、宅地相当分2区画と5台程度の駐車場については行政が提案したものであり、その内容で行政は議会に説明し、議会はそれを承認しました。その後、工事が実施され、更地になった後に、絵馬通り活性化を考える会において立地条件などを検討され、構成団体である多賀区が取得し、宅地ではなく、ふだんは絵馬通りの路上駐車対策としての駐車場とし、観光客や住民にとって安全な道路環境にしたい。また、災害時の緊急避難所および防災活動の拠点とする。あわせて、絵馬通りの積極的な活性化を図るために、イベントの開催場所、滞留拠点として利用価値を高めたいという趣旨が12月議会で提出されました。しかし、12月議会では、計画性等が明確でないとの理由で継続審査が否決され、本3月議会に、新たな資料を加え再度請願が提出され、前回に問題となった将来への活用や絵馬通りの活性化に向け、段階的に滞留エリアを広げていき、まちなかエリアの活性化から、最終的には多賀大社前駅を結ぶアプローチエリアの活性化を進めていきたいという今回の請願であり、現状把握から10項目の問題に対して検討が実施されており、旧遠藤邸跡地の駐車場においても、舗装を行い、休憩所やイベントを行える環境にしようとされています。

また、当町が今回の工事に要した費用相当分を地元、多賀区で負担していただくことは、当町にとっても早期の経費回収につながり、私は反対する大きな理由はないと考え、今回の提出された請願に賛成いたします。

○議長（竹内薫君） 次に、反対討論されます方。

3 番、近藤勇議員。

○3番（近藤勇君） ただいま議長の方が、おまえの反対討論を受けたということでしたので、請願第2号に対しまして反対討論をさせていただきます。

私は、令和3年12月の第4回の定例会にて審議されました請願第4号は、多賀634番地旧遠藤邸の跡地利用に関する請願書について、それを反対討論をさせていただきました。皆さんもまだ記憶に新しいと思いますが、私は、絵馬通りの活性化を考える会から提出されている請願でありながら、多賀字下之町634番地を多賀区が取得し、災害時の緊急避難場所を主とした駐車場とするの請願事項で、多賀区の要望と判断せざるを得ないものだと思っております。

その後、絵馬通りの活性化を考える会の委員の方から、このときの請願は令和元年度に多賀区から提出された請願事項、敷地東側の通りを救急車あるいは消防車が通行できる道幅を確保するため、セットバックをする。道路拡幅については決議されていることから、早期に着工できるように絵馬通りの活性化を考える会での検討内容も強くされたもので、会としては、前より、当該地の利用も含めて絵馬通りの活性化につながる意見を交わされていたと聞き及びました。

その内容は、このたびの請願で多岐にわたって取組を示していただいております、この内容の真意については、2月7日に開催された絵馬通りの活性化の委員の皆さんと議員との懇談会に参加し、その思いを伺いました。私は今でも、人が歩くに優しい絵馬通りのコンセプトを大切にし、人が集い、人でにぎわう、また、さきの請願で、同僚議員が賛成討論の中で、絵馬通りの活性化が地域の活性化、ひいては多賀町の活性化につながるという言葉がしっかりと耳に残り、心に残っております。

また、私は本定例会で、買物弱者について一般質問をさせていただきました。早々に店舗の開業は難しい。それでも、店舗を構えなくても、例えば軽トラ市、あるいは仮設テントを立てて、買物できる場所づくりをしていただければ、大いに賛成をしたいと思います。

しかしながら、私の反対の意を述べるのは、議員との懇談会で気にかかることはありましたが、さらに、請願を審議する連合審査の中で、現在の宅地相当2筆については、行政が進めたことで会の意向ではない。また、今まで会では議論してこなかったと参考人が強く主張されました。この発言によりまして、その連合審査におきまして、行政が議会をだましたのか、旧の課長、今の課長、その当時の担当課長を呼ぶべきという紛糾するありさまでございました。この件については、委員長の采配によりまして、審議の論点が惑わされることから保留となりましたが、私は後日、改めて担当課長に事実を確認するつもりでおります。今のところ、まだ確認はできておりません。しかし、今進んできた状態であれば、2筆と駐車場ということになるかと思えます。

若干論点は外れましたが、参考人の主張が正しいのであれば、逆に、私は、令和元年度から今日に至るまで、絵馬通りの活性化を考える会では当該地の利用について真剣に

検討されていたのか、本定例会で示されていることはどこから出されたものか、疑問の域に達しております。また、将来、本当に当該地を人が集い、人でにぎわうことを積極的に取組を進められるのか、その疑問を払拭することはできません。

地域住民の方からの貴重な請願ではありますが。当該地が何ら活性化につながる取組がなされず、更地のまま放置される。駐車場として、人が歩くに優しい絵馬通りのコンセプトに逆行して、多くの車が乗り入れる土地だけとなるようであれば、他の地域の住民の皆さんに対し、私は説明することができません。

私の意をまとめますと、当該地が本当に絵馬通りの活性化につながり、地域の活性化、多賀町の活性化につながる、また買物弱者が生まれない取組が展開されるのであれば、私も大いに賛成をします。そしてその取組に私も個人としてぜひとも協力させていただきたいと思っております。しかしながら、現段階では、今日に至る経緯、将来的な展望の実現性が参考人からは何ら伺えず、反対の意を表したいと思っております。

今日、私、ここへ来るときに、このようなチラシを手に入れてまいりました。これ、一業者の分ですから、発表させてもらっているのかどうか分かりませんが、皆さんもお手元にお持ちかわかりません。株式会社平和堂旅行センターというのが、「滋賀県多賀町 平和堂のまちあるきツアー じもとりっぷ じもとガイドさんと歩こう！多賀～延命長寿、心と郷を結ぶまちを歩く～」ということで、6月10日に実行されます。これは、近江鉄道の多賀大社前駅に集合し、延命地藏尊、真如寺、多賀大社、不二家さんで昼食、胡宮神社、近江鉄道多賀大社前駅まで歩くというコースでしておられます。このようなことでも、ここへ絵馬通りの活性化を考える会がタイアップするとか、あるいは自分らでも考えられる。このようなことをやっても他の地方からは来られるんやというありがたい多賀の町があると思っておりますので、何も車で来られる方を期待して駐車場を設けなくても、近江鉄道の駅に集まってください、最後、近江鉄道の駅で解散ですよというツアーをやっておられます。

紹介をさせていただきましたけれども、このような事業をやっておられるということをもう少し肝に銘じていただいて取り組んでいただければ、先ほど申しましたように、私は奮って賛成をしますけれども、今の状態では賛成することができません。反対でございます。

○議長（竹内薫君） 次に、賛成討論されます方、ございますか。

11番、川岸真喜議員。

〔11番議員 川岸真喜君 登壇〕

○11番（川岸真喜君） 「請願第2号 旧遠藤邸（多賀634番地）の跡地利用に関する請願書」について、採択することに賛成の立場で討論をいたします。

この土地と建物は、皆様ご存じのとおり、遠藤氏が亡くなられた後、相続人不在の不動産となり、適正に維持管理されず、当然ながら荒廃し、近隣、周辺環境、特に絵馬通りの景観に悪影響を及ぼす事態となったことから、相続財産管理人が選任され管理され

てきました。建物については、劣化が激しく、財産を評価する上でも負債、マイナス評価となる状態であることから、解体の方向で多賀町と協議され、多賀町が解体費用を予算化し解体しました。

相続財産管理人の小財弁護士が令和3年1月に大津家庭裁判所彦根支部に提出された状況報告書の中の今後の管理方針の中で、解体後の土地については、一部を多賀町の道路拡幅に供し、残地については地元自治会等へ売却し、可能な限り解体費用相当額を確保するよう努めるとあります。相続や財産について定めた民法においては、相続財産管理人が、財産の管理保存に費用がかかった場合は、国である家庭裁判所の許可を得て処分することが認められています。これは競売ではなく、任意売買であります。今回の請願は、法律上認められた売買であり、弁護士が裁判所に示した管理方針にのっとったもので、何ら逸脱したものではありません。相続人不在の当該土地を処分する上で必要な裁判所の許可を得るため、議会の理解と後押しを求められているものです。

国である裁判所が許可をする上での判断基準としては、金銭面での判断という点と、売却する相手方として考慮すべき事情があるかという2点だと言われています。金銭面については、先般の委員会での審査において、請願者である絵馬通りの活性化を考える会委員長が、裁判所が示す金額に応じると回答されています。また、考慮すべき事情としては、委員会において、絵馬通りの活性化に取り組む活用方法が添付資料で示されており、この請願者が当該土地を取得し活用していくことが、多賀町全体にとっても最も有効であると私は思います。逆に言いますと、この請願者以外の団体や個人が取得しては、町なか部分の活性化が停滞すると思います。

コロナ禍で疲弊した観光産業を支える意味でも、また地元の皆さんが安心して過ごしていただく意味でも、そしてまた、この土地における所有者がまだ管理人であるという不安定な状態から法的に安定した状態へ早期に持っていくためにも、今回の請願には議員の全員の皆さんの賛同をぜひ頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上、賛成の立場での討論といたします。

○議長（竹内薫君） ほかに討論はございませんか。

4番、木下茂樹議員。

〔4番議員 木下茂樹君 登壇〕

○4番（木下茂樹君） 令和元年9月議会請願第2号、多賀634番地旧遠藤邸の建物解体と跡地の整備に関する請願書において、当時の請願であれば私は、今後、町内各地区においても発生する事柄であり、請願の趣旨と請願団体、裁判所の裁決の可能性からしても付議を感じることなく、同様な事象にも良き前例となると信じ、賛成いたしました。

令和3年12月議会請願第4号では、多賀634番地旧遠藤邸の跡地利用に関する請願書で、令和元年9月議会請願第2号の解体後、町道拡幅後の残り敷地を3筆に分け、2筆を宅地相当に、1筆を多賀区の駐車場にする案で進めていたが、多賀区が取得し、災害時の緊急避難場所を主とする駐車場にするの趣旨に変更になりました。災害時の緊

急避難場所を主とする駐車場にするには、近くに多賀小学校グラウンドもあり、数台のために災害に備える駐車場構想はあまりにも不自然で、今後、用途変更と追加の補助金を求められるのではと危惧します。

請願には、絵馬通りの活性化を考える会に賛同する団体として、本町で一番大きい多賀区区長、全国的に知名度の高い多賀大社、本町の商工業者の団体である多賀町商工会、本町の知名度向上に貢献いただいている一般社団法人多賀観光協会、協同組合多賀門前町共栄会、一般社団法人杜ノ実と、町内のそうそうたる団体が名を連ねておられます。しかしながら、令和3年12月議会に提出された請願第4号は不採択となりました。

私は、今回の請願が当初の請願趣旨どおりであれば賛成です。しかし、請願を協議する連合審査会で、議員の質問に対し、代表者である参考人の請願を超えた強固な発言を感じ、納得できませんでした。再々提出にもかかわらず、冷静な請願の説明ではないと感じました。また、行政との話し合いなどを否定するかのような発言もあり、請願者、協同組合多賀門前町協栄会として今日まで何を検討されてきたのか、不信を感じました。

私は、先ほども言いましたように、多賀区以外にもこのような事象が生じたとき、良き先例となることで多くの町民の賛同が頂けるものではないかと思います。令和元年9月議会当初の請願どおりであれば賛成ですが、今回のように修正を繰り返す請願には一貫性が感じられず、賛同することはできません。

議員各位の賢明な判断を願うところです。

○議長（竹内薫君） ほかに討論ございますか。

9番、川添武史議員。

〔9番議員 川添武史君 登壇〕

○9番（川添武史君） 私は賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどから同僚議員がいろいろと反対討論をされました。一番間違っているのは、多賀区が財産を買うのではない。絵馬通り活性化委員会が買うわけです。ただ、活性化委員会では資金がない。だから、当分の間は、代わりに多賀区が買って、それを活用するというのが一番の違いです。皆さんは、多賀区が買う。多賀区は買いません。今、一時の資金を貸すんです。

それともう一つ、近藤議員が言われました。まちづくりは本当に難しいです。そうは簡単にできません。門前町活性化委員会、僕も平成10年に副議長をしました。いろいろやってきても、なかなか難しい。その当時から、多賀には、まちの中を散策してもらおう。滞留拠点が欲しい。かぎ楼さんの横に広場があるやないか。一時検討しました。あそこは防火水槽があるんです。だからできないというようなことが、いろいろありました。

これは、令和元年のときにも私は説明しました。これだけみすばらしい建物が絵馬通りにあれば多賀のイメージがあかんということで、多賀町に解体をお願いしました。そのときも、結局、財産相続人がおらないということで、そういう問題がありました。本

当に多賀町を発展する。これ、近藤議員も言われました。多賀区またはそういう小さなところから発展していったって、多賀町全体を発展するというのがそれなんです。

だから、私は、あれを更地にして、宅地やなしに、将来的には多賀区が1,000万余りの金を出すかわかりませんが、トイレを造るとか、例えば昔、名神の駐車場、特にテント村へ行って、そういう地域商品の販売所がテントを立ててやっておられました。そういうことも、あそこであれば可能なんです。だから、そういうことを将来的に考えていただいたら、僕はあそこを当分は更地にしないと、金のこともあります。多賀区も金は持っておられますが、ここで今すぐトイレを建てるといようなことは、多賀区にはよう言えません。これは皆さん、考えていただきたい。どこでもそうです。

皆さん、今、取りあえず、観光協会とか杜ノ実とかいろんところで、大瀧の活性化も大瀧神社に行ったり、また佐目の十二相神社の祭礼には観光協会、商工会、皆さんが助けに行っておこしを頑張っています。河内の風緑でも、開店当時は皆さん応援に行っておられます。そういうので一生懸命、今のこの団体さんは多賀町全体のために頑張っておられます。それを皆さんしっかりと心に持って採決に臨んでください。それが私のお願いです。よろしくお願いします。

○議長（竹内薫君） ほかに討論されます方はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。請願第2号は、産業建設常任委員長の報告のとおり採択することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（竹内薫君） 起立多数であります。よって、請願第2号は産業建設常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（竹内薫君） 日程第19 「発議第1号 ロシアのウクライナへの侵攻を非難する決議案」を議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

10番、山口久男議員。

〔10番議員 山口久男君 登壇〕

○10番（山口久男君） ただいま議長の許可を頂きましたので、発議第1号について説明をします。

ロシアのウクライナへの侵攻を非難する決議案を提出いたします。

去る2月24日、ロシアはウクライナへの武力攻撃、侵攻を開始しました。

1991年のソ連崩壊後、ウクライナは正式に独立国となった。独立国である以上、国の方針を決定していくのはウクライナ国民であり、隣国のロシアではありません。武

力により他国を制圧することは人道上、また現在の国際法に照らし合わせても断じて許されない行為であり、このような国際秩序を乱す行為に対して全世界が反対の声を上げ、この軍事侵攻を非難すべきである。

戦争は最大の人権侵害であり、人の心が麻痺し、良識ある行動が取れなくなってしまう恐ろしいものである。我々日本も、かつての戦争で多くの貴い命をなくし、戦争をすることを永久に放棄した。このような悲しい歴史を絶対に繰り返してはならない。

プーチン大統領は、核を誇示し他国への威嚇を行い、国際情勢を大きく揺るがしている。このような行為に対し、唯一の戦争被爆国であり、しかも、非核三原則を国是とする日本は、非難の声を上げ、国際社会において強く訴えていくべきである。

ロシアは、国際社会の強い自製の求めにもかかわらず、侵略行為を継続しており、ウクライナ各地で市民への被害も拡大をしている。

多賀町議会は、日本国憲法が掲げる平和主義の下、国際社会の恒久平和を世界に発信するとともに、ウクライナへの侵攻に対し強く抗議し、一日も早いロシア軍の撤退と人命が確保されるよう強く求める。

令和4年3月25日、多賀町議会。

以上です。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「発議第1号 ロシアのウクライナへの侵攻を非難する決議案」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決されました決議の中に、字句等について整理を要する場合は、その整理を議長に一任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長（竹内薫君） 日程第20 「議員派遣の件について」を議題とします。

本案は、会議規則第128条の規定により、お手元に配布しておりますとおり議員を

派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配布のとおり派遣することに決定しました。

○議長（竹内薫君） 日程第21 「委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

本案は、総務常任委員会および産業建設常任委員会ならびに議会広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した所管事務調査事項について、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査を行うことに決定しました。

以上、本日の議事日程および本定例会に付された案件は全て終了しました。

去る3月4日開会、本日までの22日間の会期にわたり、終始熱心にご審議、ご審査賜り、また、議会の運営に関しましても格別のご協力を頂き、誠にありがとうございました。

これをもって令和4年3月第1回多賀町議会定例会を閉会いたします。

（午後 6時17分 閉会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 竹 内 薫

多賀町議会議員 近 藤 勇

多賀町議会議員 清 水 登久子